

令和 6 年度

事業計画

目 次

【理念・視点・計画の柱】	(1)
I. 組織運営	(2)
II. 重点事業	(3)
III. 各課・各部署の事業計画	(14)
【経営管理課】	
総務係	(14)
生活福祉係	(17)
白百合福祉作業所	(19)
かたくり福祉作業所	(23)
【地域福祉課】	
練馬ボランティア・地域福祉推進センター	(28)
権利擁護センター「ほっとサポートねりま」	(31)
生活サポートセンター	(34)
【障害者生活就労支援課】	
豊玉障害者地域生活支援センター「きらら」	(37)
石神井障害者地域生活支援センター「ういんぐ」	(42)
障害者就労支援センター「レインボーワーク」	(46)

令和6年度 事業計画

【理 念】 ひとりの不幸も見逃さない ～つながりのある地域をつくる～

【視 点】 一人ひとりの気づき、お互いの育ちあいを大切にする

【計画の柱】 つながり支えあう地域をつくる
それぞれの生き方を支えあう

【取り組み項目】

計画の柱1 つながり支えあう地域をつくる

取り組み項目（1）住民主体の地域づくり

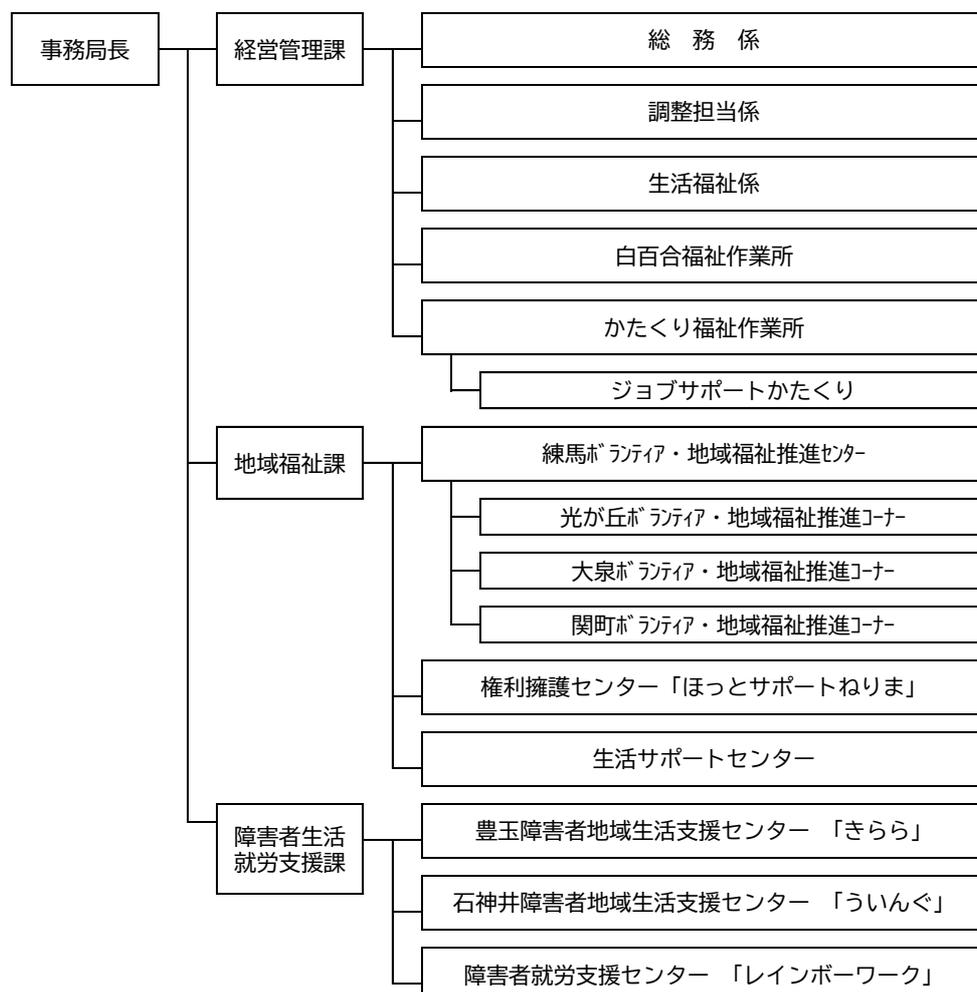
取り組み項目（2）分野を超えたネットワークの構築

計画の柱2 それぞれの生き方を支えあう

取り組み項目（1）まるごと認め支えあう仕組みの構築

取り組み項目（2）権利擁護の視点をもった地域生活支援の推進

令和6年度 練馬区社会福祉協議会組織図



I. 組織運営

1. 法人運営

法令に基づき円滑な法人運営に努める。様々な法改正等に対応し、必要となる規程の改正等を行う。

(1) 役員および評議員等（令和6年4月1日現在）

区分	理事	監事	評議員	相談役
定数	12～18名	2名	19～25名	若干名
現員	16名	2名	21名	0名

(2) 会議関係

- ア. 理事会（執行機関）
法人・施設の経営方針を立て、事業計画や予算等法人の重要な方針決定を行う。
- イ. 評議員会（議決機関）
法人運営の規程や体制を決定するとともに、理事等の選任解任等、法人運営の監督を行う。
- ウ. 監事会（監査機関）
法人の業務執行状況や会計（決算書類）について監査を行う。
- エ. 評議員選任・解任委員会
理事会での決議に基づき評議員の選任や解任の決定を行う。

2. 支援者・支援団体（会費・寄付）の増進と基金の設置

練馬区社会福祉協議会（以下、社協とする）への会費・寄付は、練馬区民の豊かな地域生活の実現に向けた新たな資源の開発や事業を維持・発展させていくための大切な財源となっている。民生・児童委員や町会・自治会とも連携を深めながら、社協事業への理解を広め、会員の加入促進と支援者・支援団体の増進に努める。また、区内施設・団体および企業等に寄付箱の設置を呼びかけ、寄付を通して地域や福祉への関心を高める取り組みを進めていく。

(1) 令和6年度会費目標額 9,000千円

- ア. 個人会員目標 3,000人（正会員2,300人、特別会員700人）
- イ. 団体会員目標 300施設・団体

(2) 令和6年度寄付目標額 9,000千円

- ア. 令和6年度寄付箱設置目標 150箇所

(3) 積立金・基金の設置

将来の特定の目的の支出または損失に備えるために積立金・基金を設け、安定的な財政運営を目指す。

3. 苦情解決制度

苦情の予防や原因の分析によるサービスの向上と事業改善に取り組むため、各部署で受け付けた苦情を組織全体で共有し、部署間で意見交換を行うとともに、第三者機関を設置し、速やかで適切な苦情解決に努める。

- (1) 苦情解決第三者委員・苦情受付担当者会議の開催（年2回）
- (2) 苦情解決第三者委員の施設巡回による相談の受付（各施設年2回）
- (3) 苦情受付担当者会の開催（年4回）

4. 安全衛生委員会

職員の危険防止、健康障害の防止の基本的な対策に関する事、労働災害の原因、再発防止対策に関する事等を調査審議する。（月1回）

5. 虐待防止・身体拘束等適正化対策委員会

利用者の安全と人権保護の観点から、適切な支援が実施され、利用者の自立と社会参加を妨げることがないように、また身体拘束等の適正化を図るため虐待防止・身体拘束等適正化対策委員会を設置す

る。年2回開催し、各施設の虐待防止対策等について審議する。

II. 重点事業

【社協全体の取り組み】

令和6年度は、第5次地域福祉活動計画等を踏まえ、以下の取り組みを重点事業として位置づけ、その推進と円滑な組織運営に取り組む。

1. 社協全体での取り組み

社協の全組織を挙げて、地域福祉活動計画に基づき、地域福祉の向上に向けた取り組みを行う。

(1) 第5次地域福祉活動計画の推進と第6次地域福祉活動計画の策定

第5次地域福祉活動計画では、「つながり支えあう地域をつくる」、「それぞれの生き方を支えあう」を柱とし、「一人ひとりの気づき、お互いの育ちあいを大切にする」の視点をもって地域福祉活動推進に取り組んでいく。「地域福祉協働推進員（ネリーズ）」と「地域福祉コーディネーター」の協働に加え、地域の個別の課題にいち早く気づき何とかしたいと考え行動する地域の「キーパーソン」とのつながりを強化し、地域課題の発見・共有・解決に努める。また、地域福祉活動計画策定・推進評価委員会において第5次計画の達成状況等を確認し、次期計画について協議を行い、令和7年度からの第6次地域福祉活動計画を策定する。

(2) 社会貢献（地域公益）事業への取り組み

平成27年度から開始した区内の社会福祉法人の社会貢献事業に関する連携組織である「ねりま社会福祉法人等のネット」を令和6年度も継続的に推進する。練馬・光が丘・石神井・大泉の地区ごとの特徴的な活動を継続しつつ、「就労体験」、「交流の場・居場所作り」、「福祉教育」を練馬区の共通の柱として地域公益活動を進めていく。また、「世話人代表会」や全体会の開催を通して情報共有等を図るとともに、東京都地域公益活動推進協議会と連携していく。

(3) 継続する重点的な取り組み

「受託施設・受託事業の安定した運営」、「区民本位のサービス提供と社協の知名度や好感度の向上」、「相談業務の充実と職員のスキルアップ」に引き続き重点的に取り組む。

令和6年度は令和7年度の白百合福祉作業所の民営化と生活介護の開始に向けて準備を行う。

また、継続して「情報セキュリティ対策」の管理を着実に進行する。

(4) 次期経営計画の策定

第6次地域福祉活動計画の内容を踏まえ、社協としての令和7年度からの経営計画を策定する。

2. 地域福祉活動計画推進に向けた取り組み

第5次地域福祉活動計画の推進にあたり、社協の各部署を超えて計画を推進する必要がある事業は委員会や担当者会を設置し推進を図る。

(1) 推進部会

第5次地域福祉活動計画に関わる社協内外の調整を行うとともに、取り組みの進捗状況の確認と適正な評価を行い、計画の円滑な推進を図る。また、第6次地域福祉活動計画の策定に取り組む。

ア. 地域福祉活動計画策定・推進評価委員会の事務局運営と進捗管理

イ. 定期的なネリーズ通信の発行、ホームページ等による情報発信、キーパーソン事例の共有等をチーム体制で戦略的に推進

ウ. 第5次地域福祉活動計画の進捗状況の確認

エ. 第6次地域福祉活動計画の策定

(2) 相談業務課題調整委員会

社協が効率的・包括的に相談を受け止め、解決していくために、社協における相談業務の基本を学びながら、組織内連携システムを活用し、個別のケースを通じて地域での課題解決を目指す。

- ア. 部署間の連携強化、課題解決を目的とした事例の共有、検討
- イ. 相談解決に役立つ資源マニュアル「練馬区社協職員向け相談解決ナビ」の改訂
- ウ. 一人ひとりが相談を受け止め、解決していく力を向上させるための拡大ケース検討会や勉強会の実施

(3) 広報委員会

社協の理念と事業を周知し、社協支援者を拡充するため、社協の拠点を活かした積極的な広報活動を展開する。また、SNS等を活用した効果的な広報活動の充実と整備について検討する。

- ア. 各部署の地域拠点を活かした広報活動の展開
- イ. 安全・衛生に配慮したネリー（練馬区社協広報大使）の活用や戦略的にオリジナルグッズを販売するなど、広報活動の検討と推進
- ウ. ユニバーサルデザインを基本とし、紙媒体での広報活動の充実とともにホームページ・フェイスブック・YouTubeなど、それぞれの広報媒体の特徴を活かしながら、わかりやすい情報発信や広報活動を行う。

(4) 実習委員会

地域で活躍できる福祉の担い手となる人材を育成するために、効果的かつ円滑な実習生の受入体制の整備および充実を図る。また、連絡会などの機会を通じて練馬区内の事業所等との連携を進める。

- ア. 実習生（社会福祉士、精神保健福祉士、司法修習生等）の受け入れと実習効果を高めるための体制の整備
 - 学校と連携して基本実習プログラムの更新と各実習生の個別実習プログラムの作成を行うなど、新たな実習カリキュラムに基づいた実習を実施し、手順や内容などを整備する。
- イ. 生活福祉係と連携し新任職員研修の企画・実施に協力
- ウ. 実習担当者連絡会の開催
 - 区内の実習受入体制の質の向上を図るため連絡会を年1回開催し、実習の最新動向の確認・共有や各事業所において受け入れしやすい環境整備を行う。

(5) 安全対策委員会

災害発生時を想定し、練馬区の地域防災計画を踏まえ、災害対策について組織的な対応を検討していく。練馬区災害ボランティアセンター関係者連絡会等に参加し、社協の役割である日常的な地域とのつながりを深め、発災時のスムーズな連携につながる取り組みを継続する。

- ア. 社協の訓練や防災に関する学習会の検討、練馬区災害ボランティアセンター関係者連絡会の参加など、地域とのつながりを意識した取り組み
- イ. 災害ボランティアセンター立ち上げ・運営訓練、参集訓練等の実施および各種マニュアルの整備、職員向けの研修や勉強会の開催
- ウ. 各部署および各自の防災備品の整備

(6) 財源検討委員会

計画的・安定的に財源を確保し、社協への理解者を増やし支援の輪を広げるとともに、幅広い世代を取り入れる検討を行い、社協全体で財源獲得に向けた取り組みを強化していく。そのために職員の財源に対する意識の向上を図っていく。

- ア. 会費・寄付等の安定的増加を目指し地域とつながる取り組みの拡充
- イ. 会員への感謝の集いの開催
- ウ. 職員向け情報誌「みなもと通信」の発行
- エ. 遺贈パンフレットの改訂

(7) どんぐりの家（土支田の家）運営委員会への支援

遺贈された一戸建て家屋を地域のつながりづくりの拠点として活用し、土支田地域の住民による運営委員とともに、地域福祉活動を推進していく。

- ア. 拠点を活用した活動の充実（サロン、こども・おとな食堂、学習支援、どんぐりの家祭り等）

イ. 掲示板や SNS 等を活用し近隣住民・町会等への広報活動

ウ. 運営体制の整備と充実（町会や近隣の児童館、福祉関連施設との連携等）

(8) ねりま☆共生フォーラム

孤立や生活困窮、家庭環境等を背景に法に触れてしまう、あるいは巻き込まれてしまうことがある人たちへの支援のため、福祉・司法・医療等分野を超えたネットワークの構築を図り、地域で触法予防について考える機会とする。

(9) 苦情受付担当者会（再掲 P.2 参照）

(10) ねりま社会福祉法人等のネット担当者会

区内を4つの地区（練馬・光が丘・石神井・大泉）に分け、地区ごとに各担当者を置き、社会貢献（地域公益）事業を推進する。各地区の運営体制の充実に取り組み、参加法人等による自主的な運営体制が構築できるようサポートする。

【各部署の取り組み】

1. 総務係

着実な法人運営と効率的な業務遂行のための取り組みを進める。また、社協の財源確保に向け必要となる調整を行い適正な収支管理に努める。

事業	内容	具体的な方策、目標
(1) 社協事業への理解と賛同者を増やす取り組み	会費・寄付・募金等自主財源の安定した確保に向けて、各財源の用途説明や事業内容の周知を図る。社協の役割と機能の理解を地域住民や各関係者・団体等に働きかけ、賛同者を増やす。また、地域の活動者と連携しながら地域や福祉への関心を高める。	① 会員入会への案内・寄付活動の促進 ・新規入会の呼びかけなど社協全体での取り組みに加え、過去の会員への再入会の取り組み実施 ・民生・児童委員、町会、自治会との連携の強化 ・新たな世代に向けて社協の賛同者を増やす取り組みや収納方法の検討
(2) 着実な法人運営	① 着実な法人運営と職場環境の向上を図る。 ② 指導検査・補助金監査等に対応する。 ③ 白百合福祉作業所の民営化への準備を行う。	① 着実な法人運営と職場環境の向上 ・情報公開等による事業運営の透明性の向上 ・理事会・評議員会等の円滑な運営 ・産業医・社会保険労務士の指導を基にした適切な職場環境の構築 ② 指導検査・補助金監査等への適切な対応 ③ 令和7年度の白百合福祉作業所の民営化に関する課題の調整と体制整備
(3) 法人のDXへの取り組み強化	① 法人内情報インフラの整備を進める。 ② 新たな社協会員システムの構築と運用を行う。 ③ 人事・経理・勤怠管理・契約書管理のクラウド化とグループウェアの活用による効率化、安定した運用に取り組む。	① 法人内の情報インフラ整備によるセキュリティの向上 ・新たなサーバーの導入により法人内の情報共有化と業務効率化の実施 ② 新たな会員システムの構築と運用による業務効率の向上とDXの推進 ③ 新サーバーの導入や各クラウドシステム活用のための調整や受け入れ態勢の整備

2. 生活福祉係

生活福祉資金を中心とした多岐にわたる相談者のニーズに対応するとともに、職員の育成に関わる取り組みを強化していく。

事業	内容	具体的な方策、目標
(1) 相談支援の充実	様々な事情で生活費等の確保に困難を抱える人に対し、部署全体で相談を受け止め、課題解決に取り組む。	・生活福祉資金等の貸付および償還相談、生活相談への対応 ・ケース共有や社会資源の把握を行い、相談者のニーズへ幅広く対応
(2) 関係機関との連携強化	生活福祉資金を必要とする人が資金を円滑に利用でき、多様な支援に結びつくよう関係機関との連携を図る。	生活サポートセンターとの連携強化、民生・児童委員協議会等での事業説明や福祉事務所、保健相談所等との情報交換の実施による関係強化
(3) 職員研修の充実	① 職員の資質向上に向けた内部研修の充実を図る。 ② 練馬区社会福祉協議会職員育成方針を着実に推進する。	① 職員の資質向上に向け、新任研修を実習委員会と連携して企画・実施し、中堅・主任・管理職等の階層別研修を企画・実施 ② 年度毎の取り組み項目を定め着実に具体化

3. 白百合福祉作業所

就労継続支援B型事業所として利用者主体の質の高いサービス提供に努めるとともに、利用者が暮らしやすい地域を目指し、地域交流の充実を図る。令和7年度からの民営化に向けたプロポーザルおよび、生活介護事業の開始に向けた準備を行う。

事業	内容	具体的な方策、目標
(1) 利用者支援の充実	①利用者一人ひとりの意向を反映したサービス提供ができるよう環境を整備する。 ②利用者が安定した地域生活を送れるよう支援する。	①利用者が意思決定できる環境整備 ・利用者の個別の特性、生活状況等を理解したうえでの、意思決定しやすい、表出方法の工夫と選択肢の提示 ②利用者の将来を見据えた支援 ・家族へ将来に向けての準備の提案や状況に応じた働きかけ ・関係機関等との情報共有と将来ビジョンの共有
(2) 地域とのつながりを深める	①利用者が地域での多様な活動に参加する。 ②障害理解の促進や施設周知のため、情報発信を工夫する。	①地域貢献活動の継続 ・「しらゆり見守りウォーキング」、「駅前清掃活動」の継続 ②様々な方法での情報発信 ・地域でのイベントに積極的に協力 ・資源回収を通しての施設周知 ・福祉教育の協力継続
(3) 民営化に向けた準備	①令和7年度以降の運営継続に向け、民営化事業者選定プロポーザルの準備を行う。 ②令和7年度から実施する生活介護事業の準備を行う。	①民営化事業者選定プロポーザルに向け必要書類の調整、提案内容の検討などを準備 ②生活介護事業の実施に向けプログラムの創設、備品の準備、必要な施設の改修などを実施

4. かたくり福祉作業所

多機能型施設の特性を活かした連携を図るとともに、利用者一人ひとりの尊厳を大切にされた支援の充実と家族・関係者・地域とのつながりを深める。

事業	内容	具体的な方策、目標
(1) 利用者支援の充実	利用者が安全、安心に過ごせるよう、個別性のある支援の実施と利用者の高齢化・重度化に対応するための職員の知識の習得等スキルアップを図る。	①利用者の高齢化、重度化に伴う課題に対応するため、医療や介護などの関係機関及び法人内の他部署と連携し、生活の支援までを含めた個別性のある支援の検討、実施 ②利用者の描くイラストや利用者が作る作品「KATAKURI ART」の拡充とSNS等を活用した地域や社会への発信 ③利用者にあった進路を目指し、就労先での仕事内容の理解や日常生活にいたるまでのきめ細かな支援の実施 ④職員一人ひとりが課題意識とテーマを持ち、研修や現場実習に参加し習得したことを皆で学び合う「かたくり・研修発表会」の実施

(2) 地域とのつながりを深める	<p>利用者が地域の一員として取り組むことが可能な内容や方法を検討し実践する。また、様々なツールを活用して地域住民や町会、団体等との交流を深め、誰もが安心して暮らせる地域づくりをともに行う。</p> <p>①地域での交流を深める。 ②地域で気づきあい、育ちあう。</p>	<p>①地域交流の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣農家と連携し、利用者の作業の広がりや工賃向上、農家の労働力不足の解消等、相互にメリットをもたらす「農福連携」の推進 ・地域講座等を通じ、地域住民や近隣団体との交流と近隣の事業所や店舗等との連携や協働 ・防災活動等への参画や児童・生徒の緊急避難所としての見守り活動 <p>②地域での気づきあい、育ちあい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア、実習生等の受け入れを実施 ・近隣の学校・施設等への障害理解を促す福祉教育の推進 ・利用者が主体となり通所経路や作業所の近隣で活動を行う「かたくり・ボランティアクラブ」の継続的な実施
(3) 多機能型施設の特長を活かした支援の充実	<p>多機能型施設として就労継続支援B型と就労移行支援事業の連携を強化し、働くことについて考える機会をつくる。</p>	<p>①「働くこと」の意識を高めるため、各事業の利用者のニーズに合わせた生活支援プログラム等の合同実施</p> <p>②就労移行・就労定着支援事業の利用者及びOB・OGとB型利用者の交流の機会の検討</p>

5. 練馬ボランティア・地域福祉推進センター

住民の主体的な課題解決に向けて、地域の人材を発掘・育成・支援し、地域の仕組みづくりやネットワークの構築を図る。また、「災害ボランティアセンター」運営に備え、関係機関・住民との日常的な連携を強化する。複合的な地域生活課題への支援を強化するため、重層的支援体制整備事業の一部を受託し実施するとともに、令和7年度以降の本格実施に向けて相談の実績を踏まえ支援内容を検討する。

事業	内容	具体的な方策、目標
(1) 地域の課題を住民が主体的に解決できる地域づくり	<p>各拠点において地域福祉活動を推進し、住民が主体的に地域課題を発見・共有し、解決できるよう取り組む。</p>	<p>①練馬・光が丘・大泉・関町・土支田などエリアごとの拠点を中心に、関係機関との連携や住民等と顔の見える関係をつくりながら地域課題への取り組みを展開</p> <p>②相談業務を通じて得た地域課題について、地域の関係者が集まる場を設定し、地域の「キーパーソン」、「地域福祉協働推進員（ネリーズ）」とともに課題解決に向けて取り組む地域づくりの推進</p> <p>③複合的な生活課題を抱える人が早期に相談につながるよう地域福祉コーディネーターとして民生・児童委員や住民等へ重層的支援体制整備事業の周知を推進</p>

(2) 災害時に備えた取り組み	<p>①「災害ボランティアセンター」を円滑に運営できるよう準備し、機能と役割を周知するとともに、日頃のつながりを強める。</p> <p>②災害時の備えとして住民が日頃から考える機会を設け、防災に関する意識の向上を図る。</p>	<p>①「災害ボランティアセンター」の運営に備え、町会・自治会や当事者団体、避難拠点運営連絡会、行政等との日常的な連携と訓練等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアコーディネーター入門講座の開催と参加者との日常的、継続的なつながりづくり <p>②地域住民に向けた防災に関する講演会の開催</p>
(3) 地域の人材の発掘と育成	<p>地域福祉推進のために地域の中で様々な役割を担い、活動する地域住民の発掘・育成・支援に取り組む。</p>	<p>①活動のきっかけとなるボランティア講座の開催や各種講座等の参加者を地域活動につなげる継続的な支援</p> <p>②各分野のネットワークへの支援や分野を超えたネットワークづくりに取り組み、住民が様々な役割を担い、活動の充実を図るコーディネーションの強化</p>

6. 権利擁護センター ほっとサポートねりま

住民が安心して地域生活を送れるよう、支援を必要とする高齢者や障害のある人の意思決定や地域生活を支援していくとともに、成年後見制度を必要とする人が円滑に利用できるよう支援や体制の強化を図る。

事業	内容	具体的な方策、目標
(1) 福祉サービス利用等の相談援助事業の充実	<p>地域福祉権利擁護事業等の取り組みや支援を通して地域とつながり、生活支援員や関係機関と連携して地域の権利擁護の意識を高めるとともに、ニーズの発掘と地域課題の解決に向けた取り組みを行う。また、終活に関する相談事業を開始する。</p>	<p>①課題発見から解決までの取り組みに向けた、地域包括支援センターや障害者地域生活支援センター等の関係機関との連携強化</p> <p>②支援が必要な住民が適切な事業や制度等につながるよう、民生・児童委員や地域の活動団体、近隣住民に事業周知し連携を強化</p> <p>③権利擁護に関する意識を高める事例共有やケース検討</p> <p>④終活事業の準備および周知</p>
(2) 成年後見制度の利用推進と中核機関の役割周知	<p>①制度の利用が必要な人が、円滑に制度の利用ができるよう、成年後見制度の利用推進に向けて、地域連携ネットワークの強化を図る。また、練馬区における中核機関として横断的な相談機能を強化するとともに、中核機関の役割を関係機関等へ更なる周知を図る。</p> <p>②親族後見人が安心して後見業務を行えるよう後見人等サポートの強化、周知普及を行う。</p>	<p>①成年後見制度に関する区民向け講演会開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護の地域連携ネットワークの充実を目指す「ねりま成年後見ネットワーク連絡会」および、適切な支援や制度につなげるため、検討支援会議を圏域ごとに開催 ・講演会の開催や研修講師の派遣を通じた関係機関等への中核機関の役割周知 <p>②親族後見人に向けた情報紙「ねりま後見人ネットだより」発行や講演会等を通して、制度や親族後見人の相談窓口であることの周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後見業務に関する勉強会や講演会等の開催

(3) 市民後見人の周知および養成・活躍支援	①関係機関に向けて市民後見人の受任要件を周知するなど意義と活動についての周知普及を強化する。 ②市民後見人の受任件数を増やすとともに、法人後見監督の仕組みと機能の充実を図る。 ③養成研修修了者へのフォローアップ体制の充実を図る。	①関係機関や専門職と受任についての調整を図り、市民後見人の受任促進に向けた連携を強化 ②住民による支え手の育成と養成研修プログラム等の充実と周知の工夫 ③養成研修説明会や研修会での講師、市民後見人に関する積極的な周知活動など、養成研修修了者が活躍できる場の充実 ・安心して後見業務に取り組むためのフォローアップ研修の充実
------------------------	--	---

7. 生活サポートセンター

複合的な課題を抱えた住民が課題解決を図れるように相談支援の充実とネットワークを構築しながら地域で支える仕組みづくりに取り組む。

事業	内容	具体的な方策、目標
(1) 相談支援の充実	<p>生きづらさを抱える人や困窮する外国籍、若年層の人への支援を含め、多様な相談に対応できるよう職員の専門性を高めるための取り組みを行う。また、部署全体で相談を受け止め、課題解決に取り組む体制の機能強化を図る。</p>	①相談者の状況分析と効果的なアプローチの実施及び相談方法の充実 ②職員の相談支援における資質向上のための自主研修の実施 ③若年層に係る関係機関との連携と相互理解による支援体制の強化
(2) 地域で支える仕組みづくりの推進	<p>社会的孤立や貧困といった課題について、生活圏域での早期発見や見守り、支え合いなど、住民や地域団体と専門職が協働して支援するための仕組みづくりを行う。</p>	①民生・児童委員協議会や食糧支援団体等、地域の関係団体に向けた連携強化 ②社会福祉法人等のネットワークを活用した多様な働き方を支援する仕組みづくりの推進 ③地域団体や他部署と連携し、生きづらさを抱える人の居場所づくりや社会参加の場に向けた取り組みの推進
(3) 連携支援の強化	<p>関係機関との情報交換や事業周知、個別支援の協働により連携を強化し、既存制度の機能・効果の向上を図る。</p>	①新型コロナ特例貸付の償還猶予等相談者のフォローアップについて生活福祉係との連携強化 ②NGO 団体、弁護士等と連携し外国籍の人への支援を目的とした相談会の実施 ③広報ツールの見直し、事業周知の強化

8. 豊玉障害者地域生活支援センター きらら

「相談支援事業所（指定特定・指定一般）」「地域活動支援センターⅠ型」における質の高いサービスを提供する事業所を目指すとともに、基幹相談支援センターとしての役割を担い機能の充実を図る。

事業	内容	具体的な方策、目標
(1) 相談支援および利用者支援の充実	<p>①基幹相談支援センターとして、地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援体制の強化および、障害者支援の充実を図る。</p> <p>②地域活動支援センターⅠ型事業において、利用者支援の充実および、利用者の主体性が発揮できるようにプログラム等の企画・実施を支援する。</p>	<p>①練馬区における相談支援従事者会の充実（東地区：年3回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者地域自立支援協議会専門部会の開催と充実（年3回） ・サービス等利用計画利用者の個別支援の充実 <p>②行事・プログラムの企画から実施等、主体的活動への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ピア（仲間）の自らの経験を活かした地域活動の充実・交流の推進を支援
(2) つながり支えあう地域づくり	<p>①誰もが暮らしやすい地域になるように、利用者とともに地域交流や地域貢献活動に参画する。</p> <p>②障害の理解や誰もが参加できる地域活動の推進を図るためのプログラム等を実施する。</p>	<p>①地域の花壇整備や商店会と協働で行っている街清掃「ねりまきれいにし隊」の活動の充実および、商店会主催のイベントへの協力</p> <p>②SST（ソーシャルスキルズトレーニング）を活用した講座（誰でも参加できる SST 等）の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館職員や地域活動団体、地域住民に向けた障害理解を深める講座の充実
(3) 指定管理者としての着実な施設運営	指定管理者として、提案した事業を確実に実施する。	<p>①「オープンきらら～ひらく、つなげる、ひろげる～」の企画の充実</p> <p>②障害のある人の社会参加や多様な働き方、生活等の充実を図るため障害者就労支援センターレインボーワーク、石神井障害者地域生活支援センターういんぐとの連携による「トライアングル・ゼミ」の実施</p>

9. 石神井障害者地域生活支援センター ういんぐ

「相談支援事業所（指定特定・指定一般）」「地域活動支援センターⅠ型」における質の高いサービスを提供する事業所を目指すとともに、基幹相談支援センターとしての役割を担い機能の充実を図る。

事業	内容	具体的な方策、目標
(1) 相談支援および利用者支援の充実	<p>①基幹相談支援センターとして、地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援体制の強化および、障害者支援の充実を図る。</p> <p>②地域活動支援センターⅠ型事業において、利用者支援の充実および、利用者の主体性が発揮できるようにプログラム等の企画・実施を支援する。</p>	<p>①練馬区における相談支援従事者会の充実（西地区：年3回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者地域自立支援協議会専門部会の開催と充実（年3回） ・サービス等利用計画利用者の個別支援の充実 <p>②行事・プログラムの企画から実施、振り返り等の主体的活動への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ピア（仲間）の自らの経験を活かした地域活動の充実・交流の推進を支援

<p>(2) つながり支えあう地域づくり</p>	<p>①地域交流や地域貢献活動に参加し、利用者が地域とのつながりを深めながら、支えあいの関係を築いていけるようにする。 ②障害理解の促進やセンター周知のための取り組みを工夫し実施する。</p>	<p>①地域の清掃や見守り活動、花壇の整備等の実施とイベント等に参加 ・ボランティアの受け入れや地域団体等との協働 ②精神保健福祉講座、精神保健福祉ボランティア講座等の開催 ・地域活動団体や地域住民に向けた事業周知や障害理解につながる講座等の実施 ・ホームページ等を活用したセンターの周知活動</p>
<p>(3) 指定管理者としての着実な施設運営</p>	<p>指定管理者として、提案した事業を確実に実施する。</p>	<p>①関係機関や地域の団体等と連携した「介護のつどい」の実施 ②障害のある人の社会参加や多様な働き方、生活等の充実を図るため、障害者就労支援センターレインボーワーク、豊玉障害者地域生活支援センターきららとの連携による「トライアングル・ゼミ」の実施</p>

10. 障害者就労支援センター レインボーワーク

障害のある人の就労機会を増やすとともに、安心して働き続けられるよう、就労やそれに伴う生活に関する相談・助言・情報提供等を行う。また、障害者雇用を検討している企業等への相談、情報提供や普及啓発等を行い、障害のある人の就労環境の充実を図る。

事業	内容	具体的な方策、目標
<p>(1) 障害者就労支援の充実</p>	<p>令和6年度以降の法制度改正を踏まえ、支援ニーズの変化や多様な働き方に対応できる就労面・生活面の総合的な支援力の向上を図る。また、職場定着支援においては自立的で安定した雇用関係が継続するようナチュラルサポートをより意識した支援の推進と強化を図る。</p>	<p>①就労支援や障害理解等に関する研修への積極的な参加および職員会議や運営委員会等での事例共有・事例検討の実施 ②法制度改正に伴う新たな障害者雇用の仕組みや制度の理解、障害者就労支援機関に求められるあり方と機能を検討するため所内勉強会の実施 ③都内障害者就労支援機関との連携強化および区市町村障害者就労支援事業の機能や役割の理解促進</p>
<p>(2) 障害者雇用の推進および普及啓発の充実</p>	<p>障害者雇用率の引き上げや特定短時間雇用等、新たな障害者雇用の仕組みや情報の周知や相談を積極的に行い、練馬区内企業等における障害者雇用の促進を図る。</p>	<p>①障害者雇用支援セミナー等を通じた企業・就労支援事業所等の交流の場や障害者雇用をともに考える機会の提供 ②法制度改正の内容を踏まえた障害者雇用の充実に向けた企業支援、職場開拓等の障害者就労環境整備の検討 ③障害者雇用支援月間における効果的な事業内容の検討と普及啓発の充実</p>

<p>(3) 関係機関等との連携強化による障害者就労の充実</p>	<p>練馬区内の障害者就労支援事業所や障害者地域生活支援センター等関係機関との連携を強化し、地域における障害者就労支援の向上と障害者就労の充実を図る。</p>	<p>①障害者雇用に関する法制度改正の動向を踏まえた障害者就労支援ネットワーク会議の見直しと再構築</p> <p>②就労選択や職場定着、企業支援等、区内障害者就労支援事業所との連携、支援方法の共有による支援の質の向上に向けた就労支援の実施</p> <p>③地域の農・商・福の連携による福祉的就労の充実および「福祉から雇用へ」の実現に向けた就労支援のあり方の検討</p>
-----------------------------------	---	--

Ⅲ. 各課・各部署の事業計画

【経営管理課】

社協の法人運営機能の充実や指定管理者である「白百合福祉作業所（就労継続支援B型）」と「かたくり福祉作業所（就労継続支援B型と就労移行支援、就労定着支援）」の安定した運営を図る。白百合福祉作業所では令和7年度からの民営化に向けた準備を行う。生活福祉係では、職員の育成に関わる事業に取り組むとともに、生活福祉資金を中心とした多岐にわたる相談者のニーズへの対応を行う。

【総務係】

組織運営が円滑にできるように法人運営全般の業務を行い、情報インフラの整備や各種システムの導入・運用の体制整備を行う。また、地域の様々な情報や福祉サービスについて、住民が安心して相談できる窓口を目指すとともに、各事業に取り組む。

1. 法人運営

(1) 定款・規程の定期的な見直し

法改正への対応や適切な法人運営のために、定期的に定款や規程の見直しの必要性を確認し実施する。

(2) 労務環境の整備

産業医や社会保険労務士の指導を基に、職場環境の向上に取り組み規程などを整備する。

(3) 適切な経理事務を進めるための仕組みの整備

経理事務のクラウド化、契約書や信憑書類の管理をシステム化し、業務の効率化を図る。

(4) 法人運営の充実

情報インフラの整備など、円滑な法人運営の実現に向けた取り組みを図る。

(5) 特定個人情報および個人情報保護

特定個人情報および個人情報を保護するための適切な管理体制に努め、制定した規程および細則の適切な運用に向けての取り組みを図る。また、定期的な研修・管理体制のチェックを実施し、職員の意識啓発に努める。

(6) 法人のDXへの取り組みを進める

法人内のDXを進めるため情報インフラを整備しセキュリティの向上を図る。新たな社協会員管理システムや新サーバー、各種クラウドシステムの活用によるDXの取り組みを進める。

2. 連絡調整・相談事業

(1) 連絡調整事業

- ア. 総合的な窓口として寄せられた相談に対応するための各部署・関係機関への連絡調整
- イ. 関係機関、施設団体、住民等との各種連絡会議・懇談会等への参加および実施
- ウ. 民生児童委員協議会（20地区各10回/年、正副会長会10回/年）への情報提供

(2) 相談力の向上

寄せられた相談に、より円滑に適切な対応を行うため、積極的に研修や会議等に参加し、社会資源情報の収集を行い、ケース検討等で相談力の向上を図る。

3. 自主財源の確保・活用

(1) 自主財源を高めるための取り組み

講師派遣や実習受入れ、広告掲載等の従来の取り組みに加えて、他区市町村社協が行っている収益事業についての情報収集を行うなど、財源の確保と向上に取り組む。また、財源検討委員会と連携して新たな取り組みについて検討する。

4. 募金活動

(1) 赤い羽根共同募金

町会連合会・民生児童委員協議会・社協の三者で東京都共同募金会練馬地区協力会を構成し、東京都共同募金会の諸計画に基づいて募金活動（各戸募金・街頭募金・募金箱設置）を行う。受領した寄付金は、都内の民間社会福祉施設・NPO 支援事業等に配分される。練馬地域への配分に関しては、様々な立場の住民によって構成される「東京都共同募金会練馬地区配分推せん委員会」において、練馬区の地域特性を踏まえて検討し、東京都共同募金会に推せんする。

また、これまでの募金方法で接点を持ちにくかった層にアプローチしていくとともに、引き続き、寄付付き商品の製作、販売を行う。

ア. 実施時期 10月～12月

イ. 目標額 10,000千円

(2) 歳末たすけあい運動募金

町会連合会・民生児童委員協議会・社協の三者が実施主体となり、地域での募金活動を行う。受領した寄付金は、配分計画に基づき、当年度または翌年度に練馬区内において活用される。配分計画や募金活動の内容は、様々な立場の住民によって構成される「ねりま歳末たすけあい運動推進委員会」において、練馬区の地域特性を踏まえて検討し決定する。

また、これまでの募金方法で接点を持ちにくかった層にアプローチしていくとともに、社協ホームページ・フェイスブックを活用した広報を充実させ、募金額の向上を目指す。

ア. 実施時期 12月

イ. 目標額 15,000千円

(3) 小学校入学祝い品贈呈事業

歳末たすけあい運動募金を財源として、福祉ニーズを持つ世帯の小学校新入学児童を対象に入学祝い品（ランドセル）の贈呈を行う。

(4) 義援金

国内で災害が発生した際に、募金箱を設置するなど義援金を募り被災地へ送金する。

5. 地域福祉事業

(1) 助成・団体支援事業

地域の民間福祉施設・団体が行う様々な活動を積極的に支援するため、以下の事業を行う。また、助成事業説明会では団体同士の交流を図る意見交換の機会を設ける。

ア. 助成事業

(ア) 赤い羽根配分助成事業〔赤い羽根運動募金地域配分（B配分：練馬区内への配分）〕

申請のあった区内の民間福祉施設・団体に対して、「東京都共同募金会練馬地区配分推せん委員会」で事業内容を審査し、東京都共同募金会に推せんする。

a. 配分推せん額総額 1,820千円 ※令和5年度申請、令和6年度使用分

b. 推せん施設・団体数 10事業

(イ) 歳末たすけあい配分助成事業〔歳末たすけあい運動募金地域福祉活動費活用事業〕

区内を中心に活動する地域福祉団体・民間施設に対して、「ねりま歳末たすけあい運動推進委員会」で事業内容を審議し、事業費の一部を助成する。

a. 助成予算総額 2,890千円 ※令和6年3月審査、令和6年度使用見込上限額

b. 助成事業予定数 27事業

イ. 民間財団・基金助成事業への推薦

民間福祉施設・団体が各種財団・基金助成金を申請するに際し、必要となる社協の推薦意見書を作成し、当該施設・団体の事業運営のための財源確保を支援する。また、これらの助成事業について練馬ボランティア・地域福祉推進センターと情報共有しながらホームページ等で情報提供を行う。

ウ. 民間福祉施設・団体への名義使用承認

民間福祉施設・団体が行うイベントに対し、社協が名義等使用承認をすることにより、施設・団体の活動を支援する。

【生活福祉係】

様々な事情で生活費等の確保に困難を抱える人に対し、生活福祉資金貸付等の支援を行う。また、職員の育成に関する事業や資格取得を目指す実習生の受け入れを実習委員会と連携して行う。

1. 相談支援

各種資金の貸付等

特例貸付の償還に関する相談対応など、増加する生活相談に対応するため、体制の整備、強化を図る。また、相談者が適切な支援に結びつくよう関係機関との連携を強化する。

(1) 生活福祉資金貸付事業〔東京都社会福祉協議会からの受託事業〕

低所得者世帯・障害者世帯・療養や介護を要する高齢者世帯に対し、民生・児童委員の調査、協力を得て貸付を行う。相談内容に応じて生活サポートセンターや他機関等と連携して相談支援を行う。

ア. 資金種類 教育支援資金・福祉資金・緊急小口資金等

(2) 総合支援資金〔東京都社会福祉協議会からの受託事業〕

失業等により日常生活全般に困難を抱えている世帯を対象に生活の建て直しのための継続的な相談支援（就労・家計等）を生活サポートセンターと連携して行うとともに、生活費および一時的な資金を必要とする世帯に対して貸付を行う。

ア. 資金種類 住宅入居費・一時生活再建費・生活支援費

(3) 臨時特例つなぎ資金〔東京都社会福祉協議会からの受託事業〕

国の緊急経済対策の一環として住居喪失の離職者のうち、公的給付制度、または公的貸付制度の申請が受理されており、かつ当該給付等までの生活困窮者に対して貸付を行う。

(4) 不動産担保型生活資金〔東京都社会福祉協議会からの受託事業〕

自己所有の家に将来にわたって住み続けることを希望する低所得の高齢者世帯に対し、その不動産（土地・建物）を担保として生活資金の貸付を行う。

(5) 要保護世帯向け不動産担保型生活資金〔東京都社会福祉協議会からの受託事業〕

自宅を所有する要保護状態の高齢者世帯に対し、担当する福祉事務所のケースワーカーと連携しながら自宅を担保に生活資金の貸付を行う。

(6) 受験生チャレンジ支援貸付事業〔練馬区からの受託事業〕

一定の所得以下の世帯の子どもが安心して学ぶことができるよう、中学3年生、高校3年生、または、それに準ずるものを対象とした学習塾の費用や高校・大学受験料の貸付を行う。

(7) 私立高等学校等入学資金貸付事業〔練馬区補助事業〕

生活保護世帯あるいはこれに準ずる低所得世帯を対象として、私立高等学校等の入学に際し、他の同種の公的資金を借り受けてもなお資金が不足する場合に貸し付けた入学金等の償還事務を行う。（平成26年3月末で貸付は終了）

(8) 長尾修学育英資金貸付事業

低所得世帯を対象として、大学・短期大学入学に際して貸し付けた入学金等の償還事務を行う。（平成18年3月末で貸付は終了）

(9) 法外援護緊急たすけあい事業

ア. 小口資金貸付

災害や臨時の出費による一時的な生活困窮者に対し5万円を限度とし貸付を行う。

イ. 資金の交付〔各総合福祉事務所へ事務を委託〕

住所不定者等に当座の食費、友人知人宅および救護施設等に赴く交通費等を支給する。

ウ. 一時立替金貸付〔各総合福祉事務所へ事務を委託〕

やむを得ない事情により、当座の生活に支障をきたす生活保護世帯等に一時立替を行う。

(10) 社会復帰支援制度

保護観察の対象者等に対し、社会復帰をするうえで必要となる資金の貸付を行う。保護司会等

を通じ、当制度を周知し、円滑な活用を図る。

(11) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業〔東京都社会福祉協議会からの受託事業〕

東京都および東京都内区市が実施する「母子家庭高等職業訓練促進給付金」および「父子家庭高等職業訓練促進給付金」を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格取得を目指すひとり親を対象に、入学準備金・就職準備金の貸付を行う。

(12) 生活保護世帯の自立更生資金の預かり〔預託〕

生活保護世帯の将来的な自立更生のための用途にあてることを目的とし、総合福祉事務所より預託依頼を受けた場合に、資金を受託する。

(13) 債権管理の強化

償還困難者や滞納者に対し、訪問や適切な相談援助をすすめるとともに、債権管理を強化する。

(14) 総合福祉事務所主催の連絡調整会議への積極的参加

相互の情報提供・連絡調整を図るため、積極的に参加し連携に努める。

(15) 特例貸付事業〔東京都社会福祉協議会からの受託事業〕

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により、一時的または継続的に収入が減少した世帯を対象とした生活福祉資金特例貸付(緊急小口資金・総合支援資金)の償還に関する相談や生活全般に関わる相談を生活サポートセンターや関係機関等と連携して行う。

2. 人材育成の充実に向けた取り組み

(1) 職員研修

社協職員として階層に応じた必要な研修を企画・実施し、職員の資質向上を図る。新任職員研修における各部署での体験研修を実習委員会と連携して企画・実施する。また、業務を通して課題やニーズを認識し、自らの業務に対する意識を高め、必要な資質や能力・知識が向上できるよう中堅職員、主任職員、および管理職員向けの研修を企画・実施する。

(2) 職員育成方針の推進

練馬区社会福祉協議会職員育成方針に基づき、年度毎の取り組み項目を定め具体化を図る。

(3) 講師派遣

関係機関、団体、学校等へ成年後見制度やボランティア活動等、社協職員の知識や技術等の専門性を活かした講師派遣を行う。

3. 情報提供の充実と広報活動の推進

幅広い年齢層に社協の認知度を高め、地域福祉活動に対する理解と参加が得られるよう以下の事業を取りまとめる。

(1) 広報誌『社協だより』の発行

年3回〔7月、11月、3月〕発行

A4判8ページ 25,000部(年2回) タブロイド判4ページ 205,000部(新聞折込/年1回)

(2) ねりま区報、区内新聞・情報誌、メディア等への積極的な広報活動

(3) 地域のイベント等への積極的な参加(練馬まつり、練馬こぶしハーフマラソン、地区祭等)

(4) 社協キャラクター「ネリー」を活用した積極的な広報活動

(5) 社協ホームページ・フェイスブックを随時更新し、さまざまな情報の発信

4. 第5次地域福祉活動計画の推進と第6次地域福祉活動計画の策定 (再掲) P.3 参照)

5. 社会貢献(地域公益)事業への取り組み (再掲) P.3 参照)

6. 次期経営計画の策定 (再掲) P.3 参照)

【白百合福祉作業所】

事業種別：就労継続支援B型事業

主に知的障害のある人を対象に、自立と社会経済活動への参加を促進するために働く場を提供し、作業および生活の支援を行い、障害者福祉の増進を図ることを目的として各種事業に取り組む。令和7年度からの民営化に向けた準備を行う。

1. 利用者支援

(1) 作業支援（福祉的就労支援）

明るく快適な作業環境を提供し、作業を通して働くことの喜びや充実を感じるにより、社会参加と自立を支援する。

ア. 個別支援の充実

一人ひとりの目標や個別支援計画を基に、意欲や自信につながるよう柔軟に支援する。また、本人の生活状況に応じて、本人の希望を尊重した生活支援を行う。毎月の個別支援会議においても、個別の支援の充実に向け検討する。

イ. 週末ミーティング

自主生産品の売上げ、受注作業の単価・進捗状況等を利用者とともに話し合う。働くことの喜びや達成感を得ることで、意欲や自信につなげる。

ウ. 工賃の支給

3ヶ月ごとに、一人ひとりの作業種の取り組み状況を確認する。利用者との面談を行い、取り組み状況、希望を聞き取る。支給は口座振り込みにて行う。

エ. 作業開拓、工賃収入の確保

(ア) 作業を安定して提供するために、作業開拓を積極的に行うことや共同受注の情報を活用し工賃収入を確保する。

(イ) 一人ひとりに合った作業提供の工夫や細やかな作業支援を行い、利用者が主体的に作業に取り組める環境を整える。

オ. 作業内容

(ア) 受注作業：紙器製作、宅配寿司箸セット、チラシ折り作業、封入作業 等

(イ) 所外作業：古紙アルミ缶回収、清掃作業 等

(ウ) 自主生産：さをり織り製品、組み紐製品、紙すき製品、オリジナルバッジ 等

(エ) 受託販売：梅干し、飲料 等

カ. 自主製品の開発・開拓

(ア) 自主製品の販売機会として、店舗ワゴンを利用した「しらゆりマルシェ」を開催する。

(イ) 自主製品の商品開発、販路拡大に努め、情報収集・研究を行う。

(ウ) 受託販売品の販売経路の一つとしてインターネットにて注文を受ける。

(2) 就労支援

ア. 利用者の希望や適性に応じ、関係機関と連携しながら就労支援を行う。

イ. 働くことに関して学び、考える機会として、「グッドワーク講座」等を実施し、意欲を高められるよう支援する。

(3) 生活支援

ア. 行事

以下の各行事を通して体験や活動をすることで、資源の活用を学ぶとともに、地域の中で交流を楽しむ。

グループ活動（5月～6月）	新年会（1月）
白百合まつり（10月）	グループ外食（年数回）
日帰りレクリエーション	

イ. クラブ活動（月2回）

利用者に希望を募り、高齢化や重度化に対応したそれぞれの過ごし方を尊重する余暇の充実を図る。

ウ. みんなの会（年4回）

利用者が主体となり日常の中の共通するテーマについて話し合いを行う。

エ. はなまる講座（生活講座）（年4回）

社会生活に必要な情報や利用者の知りたいことを学び、より豊かな生活を目指すために講座を実施する。

オ. しらゆり安全委員会

利用者・ボランティアが施設内外の安全保持活動に関わり、安全点検や利用者の視点で提案を行う。

カ. 役割活動

利用者が日直をし、朝・夕礼の進行やストレッチ体操などの所内の役割に主体的に関わる機会を設け、役割を担い果たすことの大切さを身につける。

キ. 情報提供・話し合い

利用者に家族会の内容や行事等の説明をしたり、話し合い、利用者の意見を反映させる。また、地域生活に必要な情報を提供していく。

ク. 利用時間の延長

施設利用時間の延長を家族の私用・急用等の事情に合わせて実施する。

ケ. みどりのカーテン

利用者とともに土の手入れ等の活動を行う。

（4）健康管理・給食・保健衛生

定期健康診断・各種検診を実施し、必要な相談や支援を行う。また、利用者・家族に対し、健康維持・改善のための情報提供を行うとともに、各種健康活動に取り組み衛生管理に努める。また、年4回感染症及びまん延防止のための対策検討委員会を開催し、感染防止を意識した席配置、時差休憩・食事、日中の検温、所内の消毒等の感染予防対策を検討・実施するとともに、感染症まん延を想定した訓練を行う。

ア. 健康管理：健康診断、内科検診、精神科相談、歯科・眼科・耳鼻科検診、体重測定

イ. 健康活動：ラジオ体操・ストレッチ、健康指導、健康講座、手洗い、うがい、消毒等

ウ. 給食：利用者に給食提供を行う。毎月給食会議を開催し改善点などを確認するとともに利用者の誕生日給食やリクエストを献立に取り入れるなどの工夫をして、満足度の高い給食提供を行う。

2. 地域活動（ともに生きるまちづくり）

（1）「ともに活動する」

ア. 地域貢献活動

（ア）しらゆり見守りウォーキング：近隣小学生の通学見守りをはじめ、地域の清掃活動を兼ねたウォーキングにより顔見知りを広げると同時に、安全・安心・暮らしやすい地域を目指した社会貢献活動に取り組む。

（イ）駅前清掃活動：町会や地域団体と連携し、石神井公園駅周辺の清掃活動に参加する。

（ウ）リサイクル事業：地域の集合住宅や地域の方々、学校、公共施設等の協力を得て古紙・アルミ缶の回収等を行う。

イ. 地域交流事業の推進

（ア）情報発信：施設周知や障害理解が深まるような事業を検討する。

（イ）自主製品等をしらゆりマルシェにて宣伝、販売することで、広く地域の方々と交流ができるようにしていく。

- (ウ) 地域イベント参加：パークロード石神井の主催のイベント（灯籠流しの夕べ・チルコロ石神井つどいの市）等に参加し、作業所の周知や自主製品等の販売を行う。
- (エ) 近隣の学校等との交流：学習、体験の機会をつくり、お互いの理解と交流を深める。
- (オ) 近隣事業所・企業等との連携：自主製品の販売、清掃等を通し近隣事業所・企業等と連携することで、お互いの理解と交流を深める。
- (カ) グループ外食の実施：年数回、地元の飲食店を利用し外食を楽しむ。

(2)「ともに学ぶ」

ア. 施設公開

地域住民や近隣の小学校、特別支援学校等を対象に施設を案内し、周知および障害理解を深める。

イ. 地域学習会

- (ア) 地域の方々を対象に、相互の理解と交流を目的とした学習会を開催する。利用者が講師の役割を担うことで、学習会の充実と啓発活動に広げていく。
- (イ) 練馬区や社協各部署とも連携し、障害理解を深めるための様々な講座や研修に利用者主体で参加する。

ウ. 夏休み体験教室

夏休みの小学生との交流を検討し、福祉施設、障害への理解を深める。

エ. 体験ボランティアの受け入れ

高校生・専門学校生・大学生・社会人等を対象に短期のボランティアを受け入れる。福祉の現場に接する機会を提供し、福祉人材の発掘、育成へとつなげる。

オ. 実習生の受け入れ

- (ア) 福祉実習：大学、専門学校の社会福祉士、保育士等の資格取得のための実習生の受け入れを行う。
- (イ) 体験学習：福祉学習の一環として、小学生・中学生・高校生等の体験学習を受け入れる。
- (ウ) 入所実習：特別支援学校の生徒等、入所希望者の進路支援に協力し実習生を受け入れる。
- (エ) 実習前見学、体験：特別支援学校中等部生徒や高等部 1、2 年生、その保護者を対象に、入所実習前の見学や体験を受け入れる。

カ. 学び舎（まなびや）しらゆり

学校などからの見学や体験の申込を積極的に受け入れる。受け入れにあたっては、実習生自らの趣味や得意とすることなどについても話を聞く時間を設け、利用者と職員、実習生双方で気づき学び合える場とする。また、白百合で活動しているボランティアにも同様の企画を提案、実施していく。

(3)「ともに活かしあう」

ア. 地域の方々の受け入れ

ボランティアの受け入れを行う。作業所が地域の方々にとって新たな出合いやつながりの場となることのできるよう地域に広げていく。

イ. ボランティアとの協働

様々な事業や行事等においてボランティアの参加機会を検討し、感想や気づきをボランティアの声として聞き取り、事業運営に活かしていく。

ウ. ボランティア感謝ウィーク

ボランティアに感謝を伝える「ボランティア感謝ウィーク」を利用者主体で実施する。

3. 施設運営

(1) 運営協議会の開催

サービス向上、施設運営の改善等を目的として会議（年 2 回）を開催する。

(2) 家族との連携

- ア. 定期的に家族会を開催するとともに、個別面談・グループ懇談会等を実施する。
- イ. 福祉サービスの情報提供や施設見学等を企画し、必要な時に利用につながるよう案内する。

(3) 危機管理・安全対策

- ア. しらゆり安全委員会（**再掲** P.19 参照）
利用者が職員とともに施設内外の安全保持活動を定期的に行い、利用者の視点で主体的に安全や安心について提案する機会を持つ。
- イ. 安全対策
定期的に所内の安全点検を行うとともに、作業室の整理整頓を徹底して行う。
- ウ. 災害訓練
BCP（事業継続計画）を基に利用者・ボランティア・職員参加の避難訓練を行う（月 1 回）。また家族も参加し、総合的な訓練を行う（年 1 回）。
- エ. 学習会、情報交換会
関係機関や団体等と連携をし、災害講習会や情報交換会を実施する。
- オ. 情報伝達訓練
家族・ボランティア・関係機関・職員が参加し、メールや災害時伝言ダイヤルを活用した訓練を実施する。
- カ. 防災パンフレット
既存の防災パンフレットの見直しを行い、家族・ボランティア・関係機関・職員の連携強化を図る。
- キ. 感染防止を意識した席配置、時差休憩・食事、日中の検温、所内の消毒等、感染予防を行う。

(4) 相談・苦情対応、虐待防止、個人情報保護、リスクマネジメントの取り組み

- ア. 利用者からの相談・苦情にいつでも対応できる環境をつくり、誠実かつ迅速に対応する。
- イ. 苦情解決第三者委員による利用者相談、家族との懇談会を開催し、相談ポストを常設する。
- ウ. 個人情報保護のための管理体制を整備し、職員の個人情報保護に関する意識啓発に努める。
- エ. リスクマネジメント体制を整え、「ヒヤリハット情報」の収集を行い、事故の防止に努める。
- オ. 虐待防止・権利擁護への取り組み
障害者虐待防止法、障害者差別解消法等、関連法について学び、職員の法令遵守の徹底に努める。定期的に支援会議を開催し、権利擁護の視点をもって職員間で日常の支援のあり方を検証・確認する。また、虐待防止・身体拘束等適正化対策委員会に参加し所内で共有する。

(5) 施設評価・調査

- 「利用者アンケート調査」を実施し、より良い施設運営の充実・改善に取り組む。また、イベント来場者等を対象にアンケートを行い、事業の充実に努める。

(6) 広報活動

- ア. 施設広報紙「しらゆり通信」を発行し配布する。
- イ. 周辺地域に社協事業等のチラシを配布し、地域への周知を強化する。
- ウ. 掲示板を定期的に貼り替え、地域の方々への有効な広報として活用する。
- エ. 「社協だより」、「社協パンフレット」、「社協ホームページ」、「ねりいちポータルサイト」等を有効に活用する。

(7) 職員研修・育成

- ア. 職員育成方針に基づいた OJT（職場内研修）の充実を図る。
- イ. 練馬福祉人材育成・研修センターや他の機関が行う専門研修等の研修を受講し、専門性を高める。

(8) 民営化に向けた取り組み（**再掲** P.7 参照）

【かたくり福祉作業所】

事業種別：就労継続支援B型事業・就労移行支援事業・就労定着支援事業

◇就労継続支援B型事業

主に知的に障害のある人を対象に働く場を提供するとともに、活動の機会の提供や生活および作業の支援を行い、自立を図ることを目的として各種事業に取り組む。

◇就労移行支援事業（ジョブサポートかたくり）

企業で働くことを希望する障害のある人に対し、活動の機会や作業の提供等、就労に必要な知識および能力向上のために必要な支援を行うことを目的として各種事業に取り組む。

◇就労定着支援事業（ジョブサポートかたくり）

雇用された企業などで就労の継続を図るため、日常生活、または社会生活上の相談に応じ、企業・事業所や関係機関との連絡調整を行うなど支援を行う。

*就労継続支援B型事業と就労移行支援事業で共通のものは（共通）の表記をしている。

1. 利用者支援【就労継続支援B型事業】

（1）作業支援（福祉的就労支援）

作業を通して働くことの喜びや達成感を得ることにより、社会参加と自立を支援する。

ア. 個別支援の充実

一人ひとりの目標や希望に合わせて個別支援計画を作成し、自信や意欲につなげる支援を行う。

イ. 工賃の支給

会議において一人ひとりの作業への取り組み状況を確認し、工賃を支給する。また、工賃支給に合わせ、利用者とともに作業状況を確認し受注作業や自主製品に関する意見交換を行う。

ウ. 作業環境の整備

作業の提供方法や補助具の活用等の工夫を行い、利用者一人ひとりが、主体的に作業を選択し取り組むことができるよう支援する。

エ. 作業の拡充と工賃アップへ向けた取り組み

（ア）KATAKURI ART：利用者の描くイラストや利用者が作る作品を活用し、様々な商品へと製品化することで利用者の力や個性を引き出すと同時に工賃アップへとつなげる。また、タブレット等を活用したイラストの作成や加工、データの管理等、作品数の増加や質の向上へとつなげていく。

（イ）農福連携：近隣の農家と連携し、除草作業や農産物の出荷の梱包作業等を行うことで利用者の作業の幅を広げるとともに、地域とのつながりも深めていく。

（ウ）ソコカラプロジェクト：一般企業等からコンサルタントを招き、工賃や自主製品の現状についての診断や助言を受け、改善、改良を進めていく。

（エ）販路の拡充：ソコカラプロジェクトと連動し、ECサイト等のインターネットを活用した自主製品の販売を進めていく。また SNS 等の活用を通じて広く周知していく。

オ. 作業内容

（ア）受注作業：ダイレクトメールの封入や日用品・雑貨のセット作り等

（イ）所外作業：公園清掃、農園作業等

（ウ）自主生産：友禅和紙を用いた和小物（ぼち袋、のし袋、ふせん等）やイラスト等個性あふれる利用者の作品を活用した文具や日用品等

（エ）協力販売：協力業者から仕入れたスティックお茶等のオリジナル商品（リパック・ラベルの作成）等作成

（2）就労支援

ア. 利用者の希望や適性に応じ、関係機関と連携しながら就労支援を行う。

イ. 「はたらく」をテーマに就労を希望する利用者には「ジョブサポートかたくり」を活用し、実習

体験や企業見学等の「就労支援プログラム」を提供する。

ウ. 利用者のニーズに合わせたテーマ設定を行い、移行と共同して「生活支援講座」を行う。

(3) 生活支援

ア. 行事

以下の各行事を通して社会体験を広げ、資源の活用を学ぶとともに、地域との交流を行う。

エンジョイ活動（年2回）B型	かたくり探検ツアー（7月・8月）共通
かたくり☆あじさいフェスタ（6月）共通	かたくりバスツアー（秋頃）B型
施設公開（年2回） 共通	忘年会・納め会（12月・3月）共通
かたくりマーケット（毎月）共通	グループ活動（年2回）移行

イ. クラブ活動

「通常クラブ」（月2回）、エンジョイ活動（年2回）を行い、趣味や余暇の関心を広げる機会を設けるとともに、利用者からの発案である「ボランティアクラブ」では、地域福祉活動推進の担い手の一員となるような活動等を行う。

ウ. 利用者会

青空会（利用者会）を月1回行う。また、全利用者が集まることが難しい場合には、各グループより利用者の代表を選出し、話し合う機会を設ける。

エ. 利用者の権利擁護を利用者ととともに考える

職員や利用者同士での言葉づかいや態度、姿勢が適切なものであるか等、皆で話し合う場を設け、意見箱等を活用することによって、より快適な環境づくりを進めていく。

オ. 応援プログラム

利用者が作業所のプログラムに意欲的に参加し達成感が得られるように、利用者全員の良かったこと・がんばったことの賞を設け、納め会で表彰する。

カ. いいね♪活動

通所途中でのゴミ拾い、家庭での役割、まわりの人が笑顔になれる元気な挨拶など利用者自身が考え行動した「良いこと」を報告し共有する機会を設ける。他者から「いいね♪」の声や拍手を受けることで、また次の行動につなげるとともに、「良い活動」を広げていく。

キ. 医療機関や他施設、他機関との連携

利用者の高齢化、重度化により日々変化するニーズに対応できるよう医療機関の紹介や状況に応じて通院同行等を行う。また、他施設や他機関とも連携し、より良い支援に向けた会議等を実施する。

ク. 家族との連携

隔月で家族会を開催し、実施しない月には書面にて必要事項を通知する。また、個別面談、グループ懇談を定期的に行うとともに、連絡・記録ファイル・電話等で適宜、連絡調整を行う。

ケ. かたくり相談室

利用者や家族が気持ちの疲れや日頃の悩みごとを精神科医に気軽に相談できる場として、かたくり相談室を実施する。

コ. 施設利用時間の延長

家族の私用、急用等の事情に合わせて便宜を図るため、施設利用時間の延長を行う。

サ. 生活支援講座

「くらすこと」をテーマにした生活支援講座を定期的で開催する。

シ. 利用者それぞれのニーズに合わせた個別支援計画の立案

利用者の高齢化、重度化等に合わせ、個別支援計画の見直しを適宜行い、一人ひとりのニーズに合わせて、生活支援を重視した計画を立案し日々の支援を実施する。

(4) 健康管理・給食・保健衛生（共通）

ア. 健康管理・健康活動・保健衛生

健康診断や各種検診を定期的実施し、服薬支援など利用者の健康管理を行う。また、体重測定やラジオ体操等の健康活動を取り入れる。また手洗い・うがい・手指消毒等を引き続き行い、様々な感染症への対策・予防に努める。

イ. 給食

利用者の年齢や身長・体重から求めた栄養基準量に基づいた献立を作成し、給食提供を行う。利用者が満足する給食を提供するために、給食会議を月1回開催し、問題点や改善点を確認する。

2. 地域活動（共通）

（1）施設公開、イベントの企画・実施

ア. 施設公開（年2回）、夏休みかたくり探検ツアー

施設見学や作業体験等、日常の作業の様子を紹介し、障害や作業所の理解を深める。また、施設公開は近隣の大泉町福祉園と同日開催し、連携して障害への理解を深める。

イ. かたくりマーケットの開催

毎月2回かたくり出張所で地域の方々が気軽に立ち寄ることができる販売会を開催し、交流を図る。

ウ. 大泉☆かたくりギャラリーの実施

絵画や作品等の出品を利用者および近隣の施設や地域の方から募集し、展示することにより地域交流を図る。また、地域の場所を借りた展示を検討し実施する。

（2）実習生の受け入れ

ア. 福祉実習：大学、専門学校の社会福祉士等の資格取得のための実習を受け入れる。

イ. 体験学習：福祉学習の一環として小学生、中学生、高校生の体験学習を受け入れる。

ウ. 入所実習：入所希望者の進路支援に協力し実習生を受け入れる。

エ. 実習前見学、体験：特別支援学校中等部生徒や高等部1、2年生、その保護者を対象に、入所実習前の見学や体験を受け入れる。

（3）施設・障害の理解促進、地域の人材発掘

障害や施設についての理解を深めるため、近隣の学校等への積極的なPRや講師派遣を行う。また年齢や学年に応じた講義や講座等を行う。なお、実施の可否や実施方法についてはその都度協議のうえ決定する。

（4）見学者・ボランティア等の受け入れ

利用者と日課を過ごし、行事や余暇活動などを一緒につくりあげるボランティアを積極的に受け入れる。また、地域の方々、学校関係者・生徒、関係機関等の見学者を受け入れ、障害や施設についての理解を広げる。

また利用者や関係者以外の方も気軽に足を運ぶことができるよう広報し、就労体験等、様々なかたちで「ゆるやかな」参加支援を実施する。

（5）地域との協働・連携

近隣の町会と祭りの協力や協働での防災訓練、地域の児童・生徒の緊急避難所（ひまわり110番）としての見守り活動、大泉学園まちづくりネットやどんぐりの家運営委員会への参画など、地域の団体等とともに地域活動を行う。

（6）緑化事業

練馬区みどり推進課から委託を受け、地域のボランティアと協力し、公園や施設の花壇・プランターの花の植え替え等を行い、みどりのあるまちづくりを推進していく。

（7）自主生産品等の委託・販売

地域の方々の施設への理解を深めるとともに自主生産品を広報していくため、地域の商店等を中心に商品設置を依頼し、定期的な商品補充や営業、販売を利用者とともにを行い、交流を図る。

3. 施設運営（共通）

（1）運営協議会の開催

サービス向上、施設運営の改善等を目的として会議を開催する。（年2回）

（2）相談・苦情対応、個人情報保護、リスクマネジメントの取り組み

- ア. 利用者からの相談・苦情にいつでも対応できる環境をつくり、誠実かつ迅速に対応する。
- イ. 苦情解決第三者委員による利用者相談、家族との懇談会を開催し、相談ポストを常設する。
- ウ. 個人情報保護のための管理体制を整備し、職員の個人情報保護に関する意識啓発に努める。
- エ. リスクマネジメント体制を整え、「ヒヤリハット情報」の収集を行い、事故の防止に努める。
- オ. 虐待防止・権利擁護への取り組み

障害者虐待防止法、障害者差別解消法等、関連法について学び、職員の法令遵守の徹底に努める。グレーゾーン担当を設け、支援会議等にて倫理綱領・行動規範を活用しながら、権利擁護の視点をもって職員間で日常の支援のあり方を検証・確認する。また虐待防止・身体拘束等適正化対策委員会に参加し所内で共有する。

（3）危機管理・安全対策

- ア. 安全対策・環境整備
定期的に所内の安全点検を利用者とともに行う。
- イ. 災害対策
BCP（事業継続計画）を基に避難訓練・引き取り訓練を定期的に行う。また災害緊急メールの登録を促し、避難訓練時のメール送受信の実施や伝言ダイヤル体験日を設け、日頃から災害に備える。
- ウ. 防犯対策
不審者等の侵入を防ぐための安全管理に努め、警察署・消防署等と連携を強化する。
- エ. 災害時用ハンドブック
年1回「災害時用ハンドブック」を配布、見直し等を行う。
- オ. 講習会の実施
防災講座、交通安全講習を利用者・家族に向け実施する。また職員向けの研修を実施する。
- カ. 感染症対策
新たに作成した感染症対策マニュアルを活用するとともに、感染症対策委員会を設置し、感染予防、感染拡大防止に努める。また感染症に関する研修・訓練を実施する（年2回）。

（4）広報活動

施設広報紙「しゃぼんだま」の発行、「社協だより」「社協ホームページ」等を活用する。また、SNS等を活用した情報発信を行う。

（5）施設評価・調査

「利用者アンケート」を実施し、施設運営の充実改善に取り組む。また、イベント来場者や地域講座の参加者を対象にアンケート調査を行い、事業の実施や改善を検討する。

福祉サービス第三者評価を実施し、事業の透明化を図り、更なるサービス提供の充実を図る。

（6）職員研修・育成

- ア. 練馬区社会福祉協議会職員育成方針に基づいた研修の実施やOJT（職場内研修）の充実を図る。
- イ. 練馬福祉人材育成・研修センター等の研修を受講し、専門性を高める。
- ウ. 利用者の権利擁護のための研修や勉強会の参加や実施を通し、職員のスキルアップを図る。
- エ. 職員一人ひとりが課題意識とテーマを持ち、研修や現場実習に参加して習得したことを皆で学び合う研修発表会を実施する。
- オ. 職員が日々の支援で気になることや対応に悩んだ場面等を出し合い、皆が参加しながら意見交換をする勉強会を定期的実施する。

4. 利用者支援【就労移行支援事業】

(1) 就労支援

ア. 個別支援

利用者の意向や希望を聞き取るとともに、就労にあたっての強みや課題を明確にし、個別支援計画の策定を行う。計画作成時は本人と家族に加え、必要に応じて関係機関の担当者とともに検討し決定する。またB型と共同し、利用者のニーズに合わせた内容も実施する。

イ. 作業訓練

受注作業、施設外就労、公園清掃、データ入力、自主生産品の製作・販売等の作業を通して、利用者の就労準備状況の把握や就労に向けた課題等を明確にし、就職活動に活かすとともに、就職に必要なスキルやマナーの獲得を図る。

ウ. 工賃の支給

一人ひとりの作業への取り組み状況を適宜確認し、工賃を支給する。

エ. 企業見学・実習

企業およびハローワークや障害者就労支援センターレインボーワーク、社会福祉法人等のネットワークを活かした見学や実習を行い、就職への意欲を高め適性や課題を把握する機会とする。なお、実施の可否や方法については、企業等と協議のうえで決定する。

オ. 職場開拓

ハローワークや障害者就労支援センターレインボーワークと連携し、職場開拓を行う。

カ. 就労支援ネットワークへの参加

練馬区障害者就労支援ネットワークに参加し、他機関との連携を図り情報共有を強化する。

(2) 生活支援

ア. 生活支援講座（概ね月3回）

社会ルールやマナー・あいさつ・言葉づかい・対人関係・身だしなみ等社会生活に必要な技術を身につける。また、必要に応じてかたくりB型利用者と合同で行う。余暇の幅を広げるために年末のお楽しみ会やグループ活動など、外出の機会を設ける。

イ. 家族や関係機関との連携

家族との個別面談を定期的に行うとともに、電話連絡等で適宜、連絡調整を行う。また、本人との面談等で把握した生活上の課題に対して家族や関係機関と連携して対応する。

ウ. 余暇支援

支援の登録をしている方へグループ活動などの外出行事への参加を呼びかけ、余暇の幅を広げる機会を提供し、安定した就労につながるよう支援を行う。

5. 利用者支援【就労定着支援事業】

かたくりの利用者等が就職後に雇用された企業などで就労の継続を図るため、日常生活または社会生活上の相談に応じ、企業・事業所や関係機関との連絡調整を行うなど希望に応じて一定期間支援を行う。また、利用者の自宅・企業等を訪問することにより、月1回以上は利用者へ面談等の支援を行うとともに、勤続の表彰等を通して働き続けることを支援する。

【地域福祉課】

地域福祉を推進する「練馬ボランティア・地域福祉推進センター」および、サポートが必要な高齢者や障害者の地域生活を応援する「権利擁護センター ほっとサポートねりま」、生活困難者の課題を地域で受け止め、住民とともに新たなシステムを構築していく「生活サポートセンター」の事業運営を統括し、課内で連携を図りより質の高いサービス提供を目指し各事業に取り組む。

【練馬ボランティア・地域福祉推進センター】

障害の有無や年齢、性別、国籍等に関係なく、誰もが社会や地域と接点を持ち続け、住み慣れた地域で生活し続けられるような「住みよいまちづくり」を目指し、地域福祉を推進していく基盤づくりに努める。ボランティアや市民活動の相談、情報提供、研修会の開催等を行い、地域や社会における課題に対し地域住民が主体的にその解決に取り組めるよう、練馬および光が丘・大泉・関町等の拠点を設け住民が相談しやすい体制で支援を行う。また、複合的な地域生活課題への支援を強化するため、重層的支援体制整備事業の一部を受託し実施するとともに、令和7年度以降の本格実施に向けて相談の実績を踏まえ支援内容を検討する。

1. ボランティア・市民活動推進、地域福祉活動推進

ボランティアコーディネーター、地域福祉コーディネーターの役割を一体化して取り組むことで、地域福祉の推進のため、個別相談支援の充実とボランティア・市民活動の推進による住民の自主的、主体的な取り組みを様々なかたちで支援する。また、各拠点を活かして住民や団体等と顔の見える関係づくりに努め、共に地域課題の解決に取り組む。

(1) 相談およびコーディネート事業

ア. ボランティア・市民活動相談

ボランティア・市民活動に関する相談・活動紹介・連絡調整およびニーズに関する相談・訪問・連絡調整を行う。

イ. 相談傾向の分析による事業化

相談記録を蓄積・現状分析し、コーディネート事業およびその他の事業の参考とし、事業化につなげていく。

(ア) 相談分析からボランティアコーディネーター業務の可視化を行う。

(イ) 発達性ディスレクシア当事者と家族の会や関係機関等との情報交換等を行うほか、啓発活動を継続し、地域での理解を深める。

ウ. アドバイザー体制の導入

より幅広い視野で相談対応ができるように体制を充実する。

(2) 小地域福祉活動推進

住民、町会・自治会、民生・児童委員、NPO 団体や企業等、様々な人や団体とともに、小地域福祉活動に取り組み、地域課題の解決に向けた仕組みづくりやネットワークの構築を図る。

地域福祉コーディネーターとして地域の「キーパーソン」や「地域福祉協働推進員(ネリーズ)」の存在を意識し、連携して地域づくりに取り組む。

(3) ネットワークへの参加と連携

ア. 各地区の民生児童委員協議会に出席し、日頃からのつながりを深める。

イ. 町会・自治会等の地域住民や地域の団体、施設との日常的な連携・協力を図る。

ウ. 地域の精神保健連絡会、地域ケア会議等、各種会議へ参加する。

エ. 地域ごとやテーマ別等で必要とされるネットワークの調整・構築を図る。

オ. 各コーナーが精神障害者等にとって地域で気軽に立ち寄れる場所になるよう豊玉障害者地域生活支援センターきらら、石神井障害者地域生活支援センターういんぐ、ボランティア等と協働し、出張きらら・出張ういんぐを開催する。

カ. 貧困や孤立、不登校などの子どもを支援する団体により立ち上がったネットワークへの参

加と連携を通じて、課題を抱える子どもや団体等の支援に取り組む。

(4) 市民団体・学校・企業・関係機関等へのサポート

- ア. ボランティア・市民活動団体の活動や学校の福祉教育への取り組み、企業の社会貢献活動や関係機関に対する企画協力や講師派遣等を行う。
- イ. 福祉施設・病院等のボランティア担当者を対象とした研修会等を実施する。研修実施後も継続的に関わりながら、地域の中で施設同士が学び合い、つながる機会をつくる。また、コロナ禍以降の社会情勢を踏まえたボランティア受け入れについてともに考える。
- ウ. 市民活動団体に対する研修や各種助成情報の提供を行う。
- エ. ボランティア関連保険の受付・手続きを行う。
- オ. 相談情報ひろば等の団体と情報交換の場を設け日頃からの連携を深める。

(5) 情報発信

- ア. リーフレット等を活用し、センターの役割・機能について住民にわかりやすく情報提供する。
- イ. ボランティア・市民活動情報「ぼけっと」を発行する。
年12回（毎月）発行/発行部数（4,500部）
- ウ. 社協ホームページ、フェイスブック、ブログ「ぼけっとのうらがわ」、YouTube等のメディアを活用して、ボランティアや市民活動、地域福祉活動に関する情報を発信する。

(6) 会議室・機材等の貸し出し

- ア. ボランティア活動や市民活動を支援するために、センター・コーナーの各拠点にある会議室・機材等の貸し出しを行う。
- イ. 公的制度の対象にならず、一時的に利用を必要とする住民や福祉教育を目的とした団体等に車いすの貸し出しを行う。

(7) 災害時に備えた取り組み

- ア. 災害ボランティアセンター関係者連絡会等、災害時に備えた行政・関係機関・地域団体等とのネットワーク構築を図る。
- イ. 災害ボランティアセンター運営に備え、行政・関係機関・地域団体等と連携し訓練を実施する。
- ウ. 災害ボランティアコーディネーター入門講座を開催する。また、交流会等を通じて講座卒業生同士や行政、関係機関等の横のつながりをつくる。
- エ. 災害ボランティアセンターの役割を関係機関・団体等に周知し、連携を図る。
- オ. 地域住民に向け、災害ボランティアセンターの役割を周知するとともに、災害時の備えについて考える機会として区民向けシンポジウムや講座等を開催する。

(8) 重層的支援体制整備事業におけるアウトリーチ等継続的支援事業と参加支援事業の取り組み

〔練馬区からの受託事業〕

重層的支援体制整備事業におけるアウトリーチ等継続的支援事業と参加支援事業に取り組むため、事業や体制の充実を図り、複合的な地域生活課題への支援を強化する。

2. 地域の人材育成

地域福祉推進のため、ボランティア講座等、地域の中で様々な役割を担い活動する地域住民の発掘・育成・支援および福祉人材の育成事業に取り組む。

(1) ボランティア講座

ボランティア活動の基本的な理解を深めながら、活動を始めるきっかけとなる講座を実施する。また、他部署や地域の関係機関等と連携して企画、実施していく。講座終了後も継続的に関わりながら活動につなげていく。

(2) 地域福祉活動実践報告会（愛称：ねり Wakka）

様々な分野で活躍している地域団体・個人の活動紹介を通して、参加者が地域課題を学び、新たな発見や活動へのきっかけをつくるとともに、団体同士の新たな交流・連携につなげていく。

(3) ボラセンゼミ

練馬ボランティア・地域福祉推進センターが行った講座等を修了した人に対し、地域活動に関する関心事や、やりたいことを出し合う意見交換の場を定期的に設ける。

(4) 講師派遣

学校や関係機関等に職員を講師として派遣し、地域福祉の理解を深める機会を提供していく。

3. 東日本大震災避難者に対する孤立化防止等の取り組み〔東京都「孤立化防止事業」受託事業〕

東日本大震災による区内在住の避難者および令和6年能登半島地震における区内避難者に対し、個別のニーズに応じて必要な支援や情報提供をする。

(1) 個別相談および支援

個別訪問等を通して、困りごとなどを伺いながら必要な情報提供を行うとともに、民生・児童委員や自治会等の地域の関係者や避難元の行政・社協と連携し、地域の一員として生活しやすい環境となるよう支援していく。

(2) 情報紙等による情報提供

様々な情報を発信することを目的として「こんにちは！練馬区社会福祉協議会です」を作成し、発行する。

(3) 避難者支援団体等との連携およびネットワーク構築

ア. 練馬区避難者支援団体連絡会を定期的開催し、区内避難者に関する情報共有、意見交換の場をつくるとともに、日頃から相談や情報共有し合える関係づくりを行う。また、避難者が地域で安心して暮らせるよう連絡会等のつながりを活かしながら支援していく。

イ. 行政・社協等が主催する会議に参加し、被災地・避難者の現状と課題等を把握するとともに、避難者支援について共有・検討していく。

4. 組織運営

(1) 運営委員会の開催

ボランティア・市民活動および地域福祉活動を行う住民や学識経験者、行政関係者等の委員によって構成される運営委員会を開催し、多様な視点でセンターの運営や事業について協議する。また、より良いセンター運営のため、委員とともにワークショップを開催し、職員のスキルアップに努める。

(2) スタッフ会議、検討会議の開催

職員間で事業に関する確認と検討、および情報共有を行うため、定期的にスタッフ会議および検討会議を開催する。

(3) 職員の研修参加

ボランティアコーディネーター、地域福祉コーディネーター等業務に必要な資質を身につけるため、内外の研修に参加する。

(4) 事業収入や寄付等による事業の充実

使用済み切手や書き損じはがき等の収集、広告掲載等を行い、センター事業の充実に努める。

【権利擁護センター ほっとサポートねりま】

高齢や障害等のために支援を必要とする住民が適切に福祉サービスを選択し、自分の意思や希望を叶えながら地域で安心して生活が送れるよう、福祉サービスや制度に関する情報提供を行う福祉サービス利用援助事業を行う。また、練馬区における成年後見制度推進機関、成年後見制度利用促進基本計画に基づく中核機関として、関係機関や専門職との地域連携ネットワークの更なる強化や成年後見制度の周知普及を図り、制度の円滑な利用を進めるための事業に取り組む。各事業の実施にあたっては制度や事業が幅広く周知できるよう、工夫して取り組む。

1. 相談事業

福祉サービスの利用等に関わる相談や情報提供、成年後見制度に関する制度や申立て書類の説明および関係機関等の紹介、後見業務についての相談・問合せ等に応じ、関係機関と連携して支援する。また、令和6年度より新たに、終活に関する相談事業を開始する。

(1) 一般相談

- ア. 福祉サービスの利用援助等に関する相談
- イ. 成年後見制度に関する相談
- ウ. 終活に関する相談

(2) 成年後見制度専門相談

高齢者、障害のある人、およびその家族や関係者等から寄せられる、成年後見制度や遺言・相続に関する相談や身寄りのない人からの終活に関する相談について身近な地域で専門職に相談できる機会を提供するため、弁護士や司法書士と協働して相談会を開催する。

(3) 権利擁護法律相談

弁護士と顧問契約を結び、法的助言が必要な相談に適切に対応するとともに、行政や地域包括支援センター等の関係機関が法的助言を必要とする場合には、顧問弁護士への相談につなぐことで、行政や関係機関が速やかに対応できるよう支援する。

2. 福祉サービス利用援助事業

高齢者、障害のある人の適切な福祉サービスの選択や利用支援、および日常生活における金銭管理、重要書類の預かり等、地域で安心して生活を送るための支援を行う。

(1) 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）〔東京都社会福祉協議会からの受託事業〕

高齢や障害等で判断能力が十分でない人の意思決定と地域生活を支援するため、「福祉サービス利用援助」「日常的な金銭管理サービス」「書類等預かりサービス」を実施する。区民から公募した生活支援員による支援と、専門員が定期的にモニタリングを行うことで、利用者の状況変化に応じた適切な対応、支援を行う。

また、利用者支援のため地域包括支援センター等の関係機関や民生・児童委員、地域の活動団体、近隣住民と連携し、フォーマル・インフォーマルな資源の活用を図るとともに、各会議等でのケース検討等を通して、地域の課題発見や解決に向けて取り組む。

(2) 財産保全サービス・手続き代行サービス〔練馬区補助事業〕

加齢や身体障害、病気等により、財産の管理、預金の払戻し、各種支払いや手続き等が困難な人に、書類等の預かりや手続きの代行等の支援を行う。

(3) 周知普及

福祉サービス利用援助事業をわかりやすく説明するためにパンフレット等を活用し、福祉サービス利用援助事業の円滑な利用とより一層の利用推進を図る。さらに、社協の拠点や施設、当事者や地域住民、自治会等と連携し、地域の権利擁護の意識を高めるとともに説明会や勉強会、相談会の開催や講師の派遣を行う。

3. 成年後見制度の利用促進と中核機関の運営〔練馬区からの委託事業〕

成年後見制度推進機関、中核機関の運営主体として、関係機関や専門職との地域連携ネットワークを強化する。また、中核機関の役割を関係機関に周知し、制度の利用推進と円滑な利用を進めるための取り組みや、地域課題の発見や解決に向けた検討を進め、成年後見制度と様々な地域資源を組み合わせて個別の状況に応じた支援を行う。

(1) 周知普及事業

社協の拠点や施設、成年後見制度に関わる NPO 等の関係機関と連携し、当事者や地域住民、自治会等を対象に制度説明会や勉強会、相談会を開催し、地域の権利擁護の意識を高める。また、各関係機関と協働し福祉サービス提供事業者等を対象とした講座の講師を務める。制度説明会や勉強会では、市民後見人登録者も参加する機会をつくり、活動の場を広げていく。

(2) 成年後見制度利用促進法を踏まえた地域ネットワークの活用

ア. 行政関係機関との協働

中核機関の設置主体である区と情報共有を行い、成年後見制度の利用支援および市民後見人の受任等についての協議、情報交換等を適宜行う。行政関係機関と協働し、横断的な相談機能の強化に向けた取り組みを進める。

イ. 地域住民や成年後見制度推進 NPO 等との連携

地域住民組織や成年後見制度に関わる NPO 等の関係機関との連携を図り、制度説明会や勉強会、相談会の開催や情報交換等を行うとともに、協働して事業に取り組む。

ウ. 「ねりま成年後見ネットワーク連絡会」の開催

区民が成年後見制度を安心して利用できるよう練馬区域で活動する成年後見制度に関わる専門職や当事者団体、行政機関などを参加者とした「ねりま成年後見ネットワーク連絡会」を定期的に開催する。連絡会の参加者については、成年後見制度利用促進に向けて必要な関係機関を適宜加え、情報交換や事例検討等を通して練馬区の現状を共有し連携を深める。

エ. 支援機能の充実

関係機関や行政、専門職などと連携・協働し、制度利用の相談支援や後見人選任前から選任後のチーム形成支援を行う。

(3) 検討支援会議の開催

成年後見制度の利用や権利擁護に関するケース検討を行うため、練馬区内を圏域ごとに分けた会議を定期に開催する。複雑化、複合化した相談への対応、地域ニーズを把握し権利擁護支援の必要な人を適切な支援につなげるための分野を越えた地域連携を強化する。会議には専門職や行政、地域包括支援センターなどの関係機関が参加し、必要な支援、後見人等候補者の検討等を行い、成年後見制度の利用が必要な人が、適切に制度の利用ができるよう各関係機関との連携を進める。また、参加者が積極的に発言できるよう、実施方法等の検討を行う。

(4) 後見人等サポート

成年後見人等を受任する予定や受任中の親族等へ以下の支援を行う。

ア. 相談支援

後見人等が安心して後見業務を行えるように、後見業務で生じる疑問や不安・悩み、書類作成の方法・確認等、相談支援を行う。

イ. 情報提供、勉強会・研修の実施

社協に登録している親族後見人等に向けて、情報紙「ねりま後見人ネットだより」を年2回発行し、後見業務に役立つ情報を提供する。親族後見人等の相談窓口であることの周知や、登録者の拡大を図るため、研修や講演会等でのチラシ配布や、東京家庭裁判所や行政等関係機関の協力を得てネットだよりを配布していく。また、親族後見人等向けに勉強会や講演会等の開催や市民後見人の養成研修の一部を公開する。

(5) 市民後見人養成・活躍支援

ア. 市民後見人の公募・養成

後見業務に携わっている市民後見人と協働して市民後見人候補者の養成研修説明会を行い、新たに作成したリーフレットを活用しながら活動の周知・普及を図る。養成研修は、受任に向けた実践的な学びのため実習等のカリキュラムを工夫して実施する。また、養成研修の一部を民生・児童委員や区民にも公開する。

養成研修に加えて、市民後見人受任者・登録者のフォローアップとして後見業務や対人援助に関する研修や勉強会、情報交換の場の設定や外部研修の案内など、安心して後見活動を行えるよう取り組む。

イ. 市民後見人の受任の推進

行政、関係機関と首長申立てについての連携、調整を図るとともに、市民後見人の受任を適切かつ迅速に推進していく。また、専門職団体との連携・調整を図り、専門職から市民後見人への引き継ぎによる受任を進めていく。

4. 法人後見事業〔練馬区補助事業〕

(1) 法人後見の受任

受任や後見業務が円滑に行えるよう、法人後見支援員とともに受任や被後見人への支援体制の充実を図る。法人後見業務マニュアルの改訂を随時行い、経験を蓄積していく。

(2) 法人後見監督の受任および後見監督業務

市民後見人が適切な後見業務を行えるよう社協が法人として受任し監督・支援を行う。後見監督の経験を蓄積し、後見監督業務の仕組みと機能の充実を図る。

5. 組織運営

(1) 運営委員会の開催

当事者やその家族等を支援する組織や、法律等の専門家、学識経験者、行政機関等の委員で構成する運営委員会を年5回程度開催し、センターの運営や事業の適性・公平性を多様な視点で協議する。

(2) 成年後見制度利用促進協議会の開催

中核機関の運営や成年後見制度の利用推進等に関して法律等の専門家、学識経験者、行政機関等のメンバーで構成する合議体として定期的に協議会を開催し、成年後見制度の適切な利用につながるよう協議・検討する。

(3) センター会議の実施

センター業務に関する確認と共有、検討を行うため、センター会議を定期的で開催する。より良い支援に向けて職員各々の経験や知識を活かし、ケース検討を行うとともに、地域福祉活動計画や各委員会、法人運営、さらに行政の計画や施策等についても共有と検討を行う。

(4) 生活支援員定例会の実施

福祉サービス利用援助事業を担う生活支援員が安心して活動できるよう、定期的な情報交換、権利擁護の視点や意識を高める事例検討等の研修の場を設ける。また、城西ブロック社協の地域福祉権利擁護事業担当者で生活支援員合同研修を企画し、支援の質の向上とブロック内での情報共有、意見交換の機会とする。

(5) 職員の資質向上

生活支援員を含めた職員一人ひとりが情報収集とスキルアップを積極的に行い、OJTを充実させるとともに、外部研修や各会議体を有効的に活用し、職員の権利擁護の意識を高める等、資質の向上を目指す。

【生活サポートセンター】

相談を通して、複合的な課題を抱え経済的にも困難を抱える住民が、課題の解決に向けて取り組めるよう支援する。また、地域住民や関係機関等との連携を強化し、支援機能の充実を図るとともに、生きづらさを抱える人や困窮する外国籍、若年層の人への支援等地域課題の状況を踏まえ地域で支える仕組みづくりを推進する。

1. 相談事業

自立相談支援事業をはじめ幅広く受け止め、課題解決に向け、関係機関や地域の関係団体等と連携し、必要に応じて同行支援など適切な支援や情報提供を行う。また相談者の状況分析をし、相談方法の多様化と充実を図りながら効果的なアプローチを行い、課題の発見から解決に向けた取り組みを行う。

(1) 相談支援

ア. 電話相談

イ. 面接相談

(ア) 予約または随時窓口で面談を行う。

(イ) 石神井地区相談会 午後2時から午後4時

石神井障害者地域生活支援センターういんぐ 第1、第2木曜日

石神井総合福祉事務所（石神井庁舎4階） 第3、第4木曜日

ウ. 訪問相談

必要に応じて、相談者宅や社協の各拠点・関係機関に訪問し面談を行う。

エ. 同行支援

必要に応じて、弁護士事務所や関係機関等に職員が同行する。

(2) 弁護士相談

借金や税金・家賃の滞納、労働問題等で困っている人を対象に、顧問弁護士による無料相談会を開催する。相談には職員も同席し、債務や滞納以外の複合的な生活課題を抱えた人の相談にも対応する。(月1回)

(3) 関係機関との連携

生活圏域で課題の早期発見や見守り等につなげていくため、地域住民や団体、行政、関係機関、他部署と協働して支援する。

ア. 新型コロナ特例貸付の償還、猶予について生活福祉係と連携強化し、相談者に適切な情報提供や手続き支援を行えるようにする。

イ. 福祉事務所や収納課、保健相談所等の行政窓口と情報交換の実施を通じて、お互いの機能や役割を把握し、早期に適切な支援や情報提供が行えるようにする。

ウ. 不動産業者や居住支援法人等、住居に関する民間事業者と連携を強化できるよう、居住支援協議会や個別のケースを通じて情報交換を行う。

エ. 社会福祉法人等と連携し、相談者に合わせて就労体験等の個別支援を進める。

オ. プラン内容を検証する支援調整会議や必要に応じてケースカンファレンス等の召集・参加を行い、個別支援の協働を通じた連携強化を図る。

カ. 地域の食糧支援団体との継続的な関わりを通じた連携強化を図る。

キ. NGO 団体、弁護士事務所等と連携し外国籍の人を対象とした相談会を実施する。

(4) 事業周知

ア. チラシ・リーフレット等の広報物の内容の見直しと英語版チラシの作成を行う。またチラシ・リーフレットの効果的な配布先を検討する。

イ. 練馬区社会福祉協議会のホームページ、Facebook を活用し事業周知を行う。

ウ. 練馬区のホームページ、区報を活用し弁護士相談会、石神井相談会の周知を行う。

2. 生活困窮者自立支援法に基づく事業〔練馬区からの受託事業〕

生きづらさを抱える人や困窮する外国籍、若年層の人等、課題を抱え困窮状態が改善しない人への丁寧な伴走支援の実践をし、より一層生活福祉課自立促進支援係（担当所管）と連携しながら受託事業を進めていく。

（1）自立相談支援事業

経済的だけでなく複合的な課題を抱えた生活困窮者に対し、抱えている課題とニーズの把握などのアセスメントを実施し、プランに基づいて自立に向けた継続的な支援を行う。具体的な支援としては、社会保障制度や地域資源の案内、就労支援、家計相談などを行う。その際、相談内容に応じて弁護士、社会保険労務士等の専門職から助言をもらい、支援に反映する。

また、福祉事務所や就労準備支援事業所等、生活困窮者自立支援法に関連する事業者との情報交換会を定期的実施する。

（2）「住居確保給付金」に関する相談支援事業

離職により住宅を失った、またはそのおそれのある生活困窮者であって所得等が一定水準以下で就職を目指す人に対して期間を定め「住居確保給付金」に関する相談・受付、就労支援を行う。

（3）家計改善支援事業

相談を受ける中で、債務問題や収支のバランスに課題を抱える人には、家計表の作成や公的制度の利用支援、弁護士相談等へ案内・同行、必要に応じて生活福祉資金を含む貸付等の情報提供を行う。家計に課題を抱える人に対して、世帯の家計を明らかにすることで、自ら家計のやりくりができるようになり、生活の建て直しが図れるように支援を行う。

（4）支援調整会議

相談者の支援プランの作成にあたり、本人の同意を得て、スーパーバイザーを交えて関係機関との協議のうえ、プラン内容が適切であるか判断する。また複合的な課題解決や支援内容の検証・充実のため、支援調整会議前にアドバイザーに参加してもらいケースの論点整理を行い効果的な話し合いができるよう取り組む。また、関係機関へ参加を呼びかけ支援の方向性と役割分担を確認し、協働して支援する体制をつくる。（月2回）

3. 「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」の補助〔練馬区からの受託事業〕

練馬区福祉部生活福祉課連携推進担当係が、各窓口で役割分担が決まらないなどの調整困難ケースについてコーディネートする業務を補助する。相談受付から会議開催、モニタリング、終結までの具体的な対応方法について連携推進担当係と適宜検討を行う。

4. 地域で支える仕組みづくりの推進

（1）地域住民・団体との連携

地域住民や団体と協働して支援する仕組みづくりを進めるため、民生・児童委員や食糧支援団体など地域の関係団体に事業周知を図り地域課題の早期発見・解決に向けた連携を強化する。

（2）多様な働き方を支援する仕組みづくり

社会福祉法人等のネットワークを活用しながら、就労に結び付きにくい人への支援や多様な働き方を支える場を増やしていく。また、ねりま社会福祉法人等のネットにおいて社会貢献事業として行っている多様な働き方の取り組みなどを周知し、連携を図る。

（3）生きづらさを抱える人の社会参加の場づくり

練馬ボランティア・地域福祉推進センター、コーナー等他部署や地域団体と連携し、生きづらさを抱える人の居場所づくりや社会参加の場に向けた取り組みを進める。

5. 組織運営

(1) 運営委員会の開催

生活に困難を抱える住民の支援を行っている様々な分野の関係者で委員会を構成し、意見交換、情報交換を行い、生活困難な住民を支える地域づくりの推進を図る。生活サポートセンターの運営や事業について協議し、個別支援から見えてきた課題を地域の課題として捉えられるように整理する機会を設ける。(年4回)

(2) センター会議等の実施

ア. 定期的にセンター会議を開催し、事業の進捗状況の確認やケース検討を行う。センターとしての共通理解を持って支援を行い、常に相談者にとって大切なことは何かを確認しながらその後の支援に活かしていく。

イ. 毎朝のミーティングで新規相談の内容やケースの進捗状況を確認・共有する。

ウ. 変化する各種制度の情報収集を行い部署内で共有する。

(3) 職員の資質向上を目的とした研修の実施・参加

ア. 生活保護制度の研修会を企画・実施する。(年1回)

イ. 社会保障制度等の研修会を企画・実施する。(年2回)

ウ. 外国籍の人の在留資格に関する研修会を実施する。

エ. 他機関で実施される研修に積極的に参加し、研修成果を部署内に反映する。

オ. アドバイザーを設置し、個別ケース検討を通して人材育成や体制強化を図る。(月2回)

【障害者生活就労支援課】

障害のある人たちや家族の地域生活を支援する「豊玉障害者地域生活支援センターきらら」および「石神井障害者地域生活支援センターういんぐ」、障害のある人の就労支援や雇用に興味関心のある企業の相談等を実施する「障害者就労支援センターレインボーワーク」の事業運営を統括し、課内で連携を図りより質の高い支援を目指し各事業に取り組む。

【豊玉障害者地域生活支援センター きらら】

事業種別：指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業・地域活動支援センターⅠ型事業

障害のある人たちやその家族が地域で孤立せず、安心して自分らしくいきいきとした生活を送ることができるように一緒に考え、支援することを目的として各種事業に取り組む。また、基幹相談支援センターとしての機能の充実を図り、相談支援体制の強化に取り組む。

1. 障害者相談支援事業

障害者総合支援法第5条18項及び19項に規定する相談支援事業を行う。障害のある人の福祉に関する様々な問題について、本人・家族・関係者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行う。

(1) 電話相談

月曜日～金曜日（水曜日を除く）の午前9時～午後8時

土・日曜日の正午～午後8時

(2) 面接相談

ア. 予約面接 月・木曜日の午前9時～午後7時、火曜日の午前9時～正午

イ. 随時面接 オープンスペース開設時

（オープンスペース開設時間 火・金・土・日曜日の正午～午後7時）

※定期的に手話通訳者を設置し、手話による相談を実施

ウ. 関係機関・他職種専門職等との連携

障害のある人のニーズを踏まえ、関係機関・他職種等と連携し情報交換や情報共有を行う。

2. 計画相談支援、地域移行・地域定着支援

(1) 指定特定相談支援事業（計画相談支援）

障害者総合支援法第5条18項及び22項、23項に規定する計画相談支援事業を行う。障害福祉サービス利用者がより良い地域生活が営めるよう、ケアマネジメントの視点を持ってサービス等利用計画の作成、見直し（モニタリング）等を行う。また、基幹相談支援センターとして、複合的な課題を抱え、家族や関係機関等との調整が多岐に渡るなど、サービス提供に困難度が高い計画相談支援に取り組む。

(2) 指定一般相談支援事業（地域移行支援・地域定着支援）

ア. 地域移行支援（障害者総合支援法第5条20項）

入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を希望する人に地域移行支援計画を作成し、入所施設や精神科病院等における取り組みと連携しながら地域移行に向けた支援を行う。

イ. 地域定着支援（障害者総合支援法第5条21項）

入所施設や精神科病院等から退所・退院した人、家族との同居から一人暮らしに移行した人、居宅において单身等の地域生活が不安定な人に対し、安定した地域生活を継続していくための支援を行う。

3. 基幹相談支援センター

障害者総合支援法第 77 条の 2 第 1 項に規定する基幹相談支援センター事業を行う。

(1) 総合相談・専門相談

専門的な知識をもとに、様々な障害や多様なニーズ・課題に対応する。地域生活支援拠点の面的整備においては、他機関と連携しながら、地域の障害のある人の緊急時の対応や地域全体で障害者の生活を支える環境整備を行う。また、法人の様々な事業や地域の関係機関との連携を活用し、相談解決に向けた取り組みを行う。

(2) 地域の相談支援体制の強化の取り組み

日常的に民間事業所等の相談に丁寧に応じ、連携し支援に取り組む。また、他基幹相談支援センターや行政、高齢・障害分野の事業所と連携、協力しながら相談支援従事者会（東地区）を開催し、事例検討会や勉強会、専門的な助言等を通じた相談支援の質を高めるための取り組みと連携強化を行う。地域の体制づくりとして、障害や環境などを要因として生きづらさを抱えた人が地域で暮らしていく中で法に触れてしまう、巻き込まれてしまう等の課題に対して、関係者や法人の関係部署とともに「ねりま☆共生フォーラム」において情報交換・共有を図るとともに、地域に密着した横断的・多様な事業者が集まる連携会議に参加し地域での支援の構築を図る。

(3) 地域移行・定着支援の促進

障害のある人の地域移行および地域定着の促進のための取り組みとして区内外の医療機関・施設等と連携し、入院者・入所者等の円滑な地域移行について協議する。また、入院経験や障害・疾病等のある当事者のピアサポーターとともに、区内の 3 病院等に定期的に訪問し長期入院者等の地域生活に向けての不安や迷いに寄り添い支援に取り組む。ピアサポーターの活動のための養成講座や病院や関係者に届ける情報紙「ぴあまっぷ」づくりを各月 1 回実施する。

(4) 権利擁護・虐待防止

利用者の権利、自主性・主体性を尊重し、地域共生社会の理念のもと、権利やプライバシーが侵害されないよう配慮し、ひとりの生活者としての地域生活を支援する。職員等に対しては、研修への参加・勉強会等を行い、権利擁護・虐待防止の意識強化を図る。また、利用者や家族の相談支援、計画相談、地域の見守り体制において虐待につながらないための取り組みを行うとともに、虐待状況の発見時には速やかに関係機関に通報を行う。

成年後見制度の利用が必要となる相談・支援においては、「権利擁護センターほっとサポートねりま」との連携や成年後見検討支援会議等を活用して支援を行う。また、利用者の自主的活動の支援や地域のお祭りやイベントでの主体的な活動を通じて住民との交流を深め、障害理解の促進・啓発を図り障害者の権利擁護につなげていく。

4. 地域活動支援センター事業

障害者総合支援法第 77 条第 1 項第 9 号に掲げる事業のうち、社会との交流促進その他の練馬区立障害者地域生活支援センター条例施行規則で定める便宜を供与する事業を行う。

(1) 福祉のまちづくりの推進

ア. 地域の商店会・町会等のイベントに参画、または協力し、地域住民と障害のある人の交流を図る。また、障害のある人の参加により、地域活性化にも貢献する。

イ. まちづくりに主体的に取り組む。「花くらぶ（園芸プログラム）」、「街清掃」等

(2) 関係機関との連携

ア. 相談支援事業の充実のため、関係機関と連携を図る。

イ. 関係機関が主催する会議やイベントに参加し連携を図る。

(ア) 商店会・町会等主催イベントの実行委員会に参画

(イ) 関係者が主催する会議や連絡会に参加

(3) つながり支えあう地域づくり、それぞれの生き方を支えあう地域活動の推進

ア. 地域住民との交流を通じて、地域とのつながりを深めながら地域活動の推進を図る。

(ア) 地域のイベント、お祭りに参画

豊玉睦会納涼祭、石薬師市、酉の市等

(イ) 障害のある人が地域へ発信する場（プログラム・他センターとの交流等）をつくる。

イ. 障害のある人への生活支援、就労支援、地域交流、組織化等の事業に積極的にボランティアを受け入れ、地域住民とつながりを深めながら地域活動の推進を図る。

ウ. 地域向け講座を開催する。(Social Skills Training=社会生活スキルトレーニング)

(ア) 障害のある人・家族・関係機関向けに「誰でも参加できる SST」を開催 (NPO 法人練馬すすしろ会、石神井障害者地域生活支援センターういんぐと共催)

(イ) 地域住民向けに SST を活用したプログラム「対人関係の悩みを解消し楽になれるワークショップ ソーシャル・スキルズ・トレーニング～誰でも参加できる SST～」を開催

(ウ) 福祉サービス提供事業所従事者や関係機関を対象に、練馬福祉人材育成・研修センターと共催で「SST 初級研修」を開催

(4) 障害に対する理解を深めるための普及啓発

ア. 豊玉障害者地域生活支援センターきららだより「たけのこ」を毎月発行

イ. 各種パンフレット、チラシ掲示・配布

ウ. 社協ホームページやフェイスブックに情報を掲載し発信

エ. 地域活動団体と連携した情報発信、イベントや交流活動を実施

オ. 地域住民、関係機関に広報し、交流する機会として「オープンきらら」を実施

カ. 当事者・家族・関係機関向け「誰でも参加できる SST」を開催 (NPO 法人練馬すすしろ会、石神井障害者地域生活支援センターういんぐと共催)

(5) 障害のある人が自立した日常生活を営むために必要な支援

ア. 障害のある人の交流・情報提供・情報交換の場の提供、社会生活や日常生活に必要な技術の習得など、生活の質を高める支援等を行うためのプログラムを実施する。

(ア) オープンスペース (安心して過ごせ、相談できる場) の提供

(イ) 各種プログラムの開催

食事会、パソコン教室、パソコン開放、スポーツ (卓球、練馬区健康いきいき体操)、茶道体験、花くらぶ (園芸プログラム)、レディースデイ、SST、茶話会、料理教室、出張きらら in 光が丘 (光が丘ボランティア・地域福祉推進コーナーと共催)、ねりまきれいにし隊 (商店会活動への協力)

イ. 就労支援事業

一人ひとりがのぞむ生活や社会参加、多様な・はたらき方の実現に向けて、生活課題の整理や解決策を一緒に考え、関係機関とも連携を図りながら、個別の状況や段階に応じた総合的な就労支援を行う。

(ア) 就労に関わる相談支援の充実

相談者の希望や状況、段階に応じた就労支援の提供に向けての適切な情報提供やはたらくために必要な生活技術の習得や就労意欲の向上につながるプログラムを実施する。

(イ) 3 部署連携によるトライアングル・ゼミの開催

障害のある人の社会参加や多様なはたらき方、生活の質の向上につながるためのプログラムを石神井障害者地域生活支援センターういんぐ、障害者就労支援センターレインボーワークと連携し、トライアングル・ゼミとして実施する。

a. 共通プログラム：社会参加や就労に向けて一歩踏み出すための情報提供や座談会を通して一緒に考え、学び合う場を提供する。

b. 個別プログラム：各センターの特徴を活かした生活・就労に特化したプログラム。

(ウ) 就労継続支援プログラムの開催

就労をしている人の職場定着支援や就労継続支援を目的に「りりーふぽーと (就労をしている人同士で語らう場)」を開催 (障害者就労支援センターレインボーワークと共催)

ウ. 当事者活動の支援・組織化

障害のある人が主体となり、プログラムや活動を企画し運営できるよう支援する。また、地域で安心して生活できるように医療機関、福祉関係機関と連携し、入所施設や精神科病院等に入所・入院中の人に向けて地域の情報や障害のある人の生活の様子等を発信できるよう支援する。

- (ア) 「きらら」メンバーの当事者会の支援（メンバーミーティング、音楽を語る会、囲碁教室、クリスマス会、外出企画、防災プログラム等）
- (イ) 障害のある人、家族、支援者の勉強会開催（SST 研修、栄養講座、障害年金講座等）
- (ウ) ピア活動の支援（病院入院者等へ訪問、勉強会・講演会）
- (エ) 地域生活サポーター養成講座の開催
- (オ) ピア（仲間）通信「ぴあまっぷ」、「作業所紹介マップ」の編集・発行支援、活用（病院・家族）

エ. 家族会との協働

NPO 法人練馬すずしろ会と協働した勉強会（誰でも参加できる SST、障害年金講座）等の開催

5. 組織運営

(1) 基盤整備

豊玉障害者地域生活支援センターの運営や利用のあり方の検討、地域における福祉分野の課題について検討するため、運営委員会等を開催する。

- ア. 「運営委員会」 年 6 回
- イ. 「利用者懇談会」 月 1 回

(2) 相談・苦情対応、個人情報保護、リスクマネジメントの取り組み

- ア. 利用者からの相談・苦情にいつでも対応できる環境をつくり、誠実かつ迅速に対応する。
- イ. 苦情解決第三者委員による利用者相談を開催する。
- ウ. 個人情報保護のための管理体制を整備し、職員の個人情報保護に関する意識啓発に努める。
- エ. リスクマネジメント体制を整え、「ヒヤリハット情報」の収集を行い、事故の防止に努める。
- オ. 虐待防止・権利擁護への取り組み

障害者虐待防止法や障害者差別解消法等の関連法について学び、職員の法令順守の徹底に努める。職員会議等で権利擁護や虐待防止のための研修を定期的に行い、権利擁護の視点を持った支援のあり方や支援方法を検討・確認していく。また、虐待防止・身体拘束等適正化対策委員会に参加し、協議内容を部署で共有する。

(3) 施設評価・調査

「利用者アンケート調査」を実施し、施設運営の充実・改善に取り組む。

(4) 危機管理・安全対策

- ア. 安全対策
 - 定期的に所内の安全点検を行う。
- イ. 災害対策
 - (ア) 定期的に利用者、職員が町会・商店会等の避難訓練、防災イベント等に参加し、関係機関と連携強化を図る。
 - (イ) 災害時の対応を強化するため、災害備品や備蓄品の検討・整備・更新・周知を行う。
 - (ウ) BCP（事業継続計画）に基づいた避難訓練や防災研修を定期的に行う。
 - (エ) 災害伝言ダイヤルの体験場面を設ける。
- ウ. 減災への取り組み
 - (ア) 誰もが安心できる地域を目指し、地域清掃や地域の見守り活動に取り組む。
 - (イ) 日頃より商店会活動に参加し、地域住民等との日常的なつながりをつくる。

(5) 職員研修・育成

- ア. 練馬区社会福祉協議会職員育成方針に基づいた研修の実施やOJT（職場内研修）の充実を図る。
- イ. 練馬福祉人材育成・研修センター等の研修を受講し、専門性を高める。
- ウ. 利用者の権利擁護のための研修・勉強会の参加や実施を通し、職員のスキルアップを図る。
- エ. 職員一人ひとりが研修や勉強会に参加して得た学びを職場内で共有する。

(6) 実習生の受け入れ・人材育成

精神保健福祉士や社会福祉士養成機関の実習生・看護学生・保健師実習等の学生を受け入れ、専門職の育成および現場の実践を伝える役割を担う。

(7) 講師の派遣

職員が地域に出向き、勉強会や講演等の講師を担う。

【石神井障害者地域生活支援センター ういんぐ】

事業種別：指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業・地域活動支援センターⅠ型事業

障害のある人たちやその家族が地域で孤立せず、安心して自分らしくいきいきとした生活を送ることができるように一緒に考え、支援することを目的として各種事業に取り組む。また、基幹相談支援センターとしての機能の充実を図り、相談支援体制の強化に取り組む。

1. 障害者相談支援事業

障害者総合支援法第5条18項及び19項に規定する相談支援事業を行う。障害のある人の福祉に関する様々な問題について、本人・家族・関係者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行う。

(1) 電話相談

月曜日～金曜日（火曜日を除く）の午前9時～午後8時

土・日曜日の正午～午後8時

(2) 面接相談

ア. 予約面接 水曜日の午前9時～正午、木・金曜日の午前9時～午後7時

イ. 随時面接 オープンスペース開設時

（オープンスペース開設時間 月・水・土・日曜日の正午～午後7時）

※定期的に手話通訳者を設置し、手話による相談を実施

ウ. 関係機関・他職種専門職等との連携

障害のある人のニーズを踏まえ、関係機関・他職種等と連携し情報交換や情報共有を行う。

2. 計画相談支援、地域移行・地域定着支援

(1) 指定特定相談支援事業（計画相談支援）

障害者総合支援法第5条18項及び22項、23項に規定する計画相談支援事業を行う。障害福祉サービス利用者がより良い地域生活が営めるよう、ケアマネジメントの視点を持ってサービス等利用計画の作成、見直し（モニタリング）等を行う。また、基幹相談支援センターとして、複合的な課題を抱え、家族や関係機関等との調整が多岐に渡るなど、サービス提供に困難度が高い計画相談支援に取り組む。

(2) 指定一般相談支援事業（地域移行支援・地域定着支援）

ア. 地域移行支援（障害者総合支援法第5条20項）

入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を希望する人に地域移行支援計画を作成し、入所施設や精神科病院等における取り組みと連携しながら地域移行に向けた支援を行う。

イ. 地域定着支援（障害者総合支援法第5条21項）

入所施設や精神科病院等から退所・退院した人、家族との同居から一人暮らしに移行した人、居宅において单身等の地域生活が不安定な人に対し、安定した地域生活を継続していくための支援を行う。

3. 基幹相談支援センター事業

障害者総合支援法第77条の2第1項に規定する基幹相談支援センター事業を行う。

(1) 総合相談・専門相談

専門的な知識をもとに、様々な障害や多様なニーズ・課題に対応する。地域生活支援拠点の面的整備においては、他機関と連携しながら、地域の障害のある人の緊急時の対応や地域全体で障害者の生活を支える環境整備を行う。また、法人の様々な事業や地域の関係機関との連携を活用し、相談解決に向けた取り組みを行う。

(2) 地域の相談支援体制の強化の取り組み

日常的に民間事業所等の相談に丁寧に応じ、連携し支援に取り組む。また、他基幹相談支援センターや行政、高齢・障害分野の事業所と連携、協力しながら相談支援従事者会（西地区）を開催し、事例検討会や勉強会、専門的な助言等を通じた相談支援の質を高めるための取り組みと連携強化を行う。

(3) 地域移行・定着支援の促進

障害のある人の地域移行および地域定着の促進のための取り組みとして区内外の医療機関・施設等と連携し、入院者・入所者等の円滑な地域移行について協議する。また、入院経験や障害・疾病等のある当事者のピアサポーターとともに、区内の3病院等に定期的に訪問し、長期入院者等の地域生活に向けての不安や迷いに寄り添い支援に取り組む。ピアサポーターの活動のための養成講座や病院や関係者に届ける情報紙「ぴあまっぷ」づくりを毎月1回実施する。

(4) 権利擁護・虐待防止

利用者の権利、自主性・主体性を尊重し、地域共生社会の理念のもと、権利やプライバシーが侵害されないよう配慮し、ひとりの生活者としての地域生活を支援する。職員等に対しては、研修への参加・勉強会等を行い、権利擁護・虐待防止の意識強化を図る。また、利用者や家族の相談支援、計画相談、地域の見守り体制において虐待につながらないための取り組みを行うとともに、虐待状況の発見時には速やかに関係機関に通報を行う。

成年後見制度の利用が必要となる相談・支援においては、「権利擁護センターほっとサポートねりま」との連携や成年後見検討支援会議等を活用して支援を行う。また、障害理解講座や利用者の自主的活動の支援、地域のお祭りやイベントでの主体的な活動を通じて住民との交流、障害理解の促進・啓発を図り障害者の権利擁護につなげていく。

4. 地域活動支援センター事業

障害者総合支援法第77条第1項第9号に掲げる事業のうち、社会との交流促進その他の練馬区立障害者地域生活支援センター条例施行規則で定める便宜を供与する事業を行う。

(1) 福祉のまちづくりの推進

(2) 関係機関との連携

- ア. 相談支援事業の充実のため、関係機関と連携を図る。
- イ. 関係機関が主催する会議やイベントに参加し連携を図る。
 - (ア) 商店会・町会等主催イベントの実行委員会に参画
 - (イ) 関係者が主催する会議や連絡会に参加

(3) つながり支えあう地域づくり、それぞれの生き方を支えあう地域活動の推進

地域の商店会、町会等主催のイベントへの参画や協力、また地域貢献活動に参加し、障害のある人の活躍できる場を設け、地域住民との交流や協働を深める機会を充実させていく。

ア. 地域住民との交流を通じて、地域とのつながりを深めながら地域活動の推進を図る。

(ア) 地域のイベント、お祭りに参画や参加する。

(イ) 障害のある人が地域へ発信する場（プログラム・他センター等との交流、講師の機会）をつくる。

イ. 障害のある人への生活支援、地域交流等の事業に積極的にボランティアを受け入れ、つながりを深めながらともに地域活動の推進を図る。

(4) 障害理解やセンター周知の推進

- ア. 石神井障害者地域生活支援センターういんぐだより「すずらん」を毎月発行
- イ. 各種パンフレット、チラシの作成・配布
- ウ. 社協ホームページやフェイスブックに情報を掲載し発信
- エ. 地元町会、民生・児童委員、地域団体等との連携、情報発信
- オ. 精神保健福祉講座や勉強会等での障害理解やセンターについての周知

カ. 当事者・家族・関係機関向け「誰でも参加できる SST」を開催（NPO 法人練馬すずしろ会、豊玉障害者地域生活支援センターきららと共催）

キ. 支援者向け障害年金勉強会を開催

(5) 障害のある人が自立した日常生活を営むために必要な支援

ア. 障害のある人の交流・情報提供・情報交換の場の提供、社会生活や日常生活に必要な技術の習得など、生活の質を高める支援等をおこなうためのプログラムを実施する。

(ア) オープンスペース（安心して過ごせ、相談できる場）の提供

(イ) 各種プログラムの開催

きれいにし隊！（花壇の手入れ、地域清掃やういんぐ内部の清掃、町会活動として地域の掲示板のポスター貼り）

パソコン教室、出張ういんぐ（関町ボランティア・地域福祉推進コーナー、大泉ボランティア・地域福祉推進コーナーと共催）、茶道教室、歩き隊！（近隣散策）、持ち寄り夕食会、季節を感じるプログラム、みんなドラマ（サイコドラマ、心理劇）、なでしこ会、卓球、体操、利用者懇談会、創作の日、国際交流、防災プログラム、リカバリープログラムなど

イ. 就労支援事業

一人ひとりがのぞむ生活や社会参加、多様なはたらき方の実現に向けて、生活課題の整理や解決策を一緒に考え、関係機関とも連携を図りながら、個別の状況や段階に応じた総合的な就労支援を行う。

(ア) 就労に関わる相談支援の充実

相談者の希望や状況、段階に応じた就労支援の提供に向けての適切な情報提供やはたらくために必要な生活技術の習得や就労意欲の向上につながるプログラムを実施する。

(イ) 3 部署連携によるトライアングル・ゼミの開催

障害のある人の社会参加や多様なはたらき方、生活の質の向上につながるためのプログラムを豊玉障害者地域生活支援センターきらら、障害者就労支援センターレインボーワークと連携し、トライアングル・ゼミとして実施する。

a. 共通プログラム：社会参加や就労に向けて一步踏み出すための情報提供や座談会を通して一緒に考え、学び合う場を提供する。

b. 個別プログラム：各センターの特徴を活かした生活・就労に特化したプログラム。

ウ. 当事者活動の支援・組織化

障害のある人や家族が主体となり、プログラムや活動を企画し運営できるよう支援する。また、地域で安心して生活できるように医療機関、福祉関係機関と連携し、入所施設や精神科病院等に入所・入院中の人に向けて地域の情報や障害のある人の生活の様子等を発信できるよう支援する。

(ア) 当事者の会支援（主体的に取り組めるイベント実行委員会やプログラム等）

(イ) 「つぼみの会」（高次脳機能障害者と家族のつどい）の開催

(ウ) 「介護のつどい」の開催

(エ) 地域生活サポーター養成講座の開催

(オ) ピア（仲間）通信「ぴあまっぷ」、「作業所紹介マップ」の編集・発行支援、活用（病院・家族）

(カ) ピア活動の支援（病院入院者等への訪問、勉強会・講演会）

5. 組織運営

(1) 基盤整備

石神井障害者地域生活支援センターの運営や利用のあり方の検討、地域における福祉分野の課題について検討するため、運営委員会等を開催する。

ア. 「運営委員会」 年 4 回以上

イ。「利用者懇談会」 月1回

(2) 相談・苦情対応、個人情報保護、リスクマネジメントの取り組み

ア. 利用者からの相談・苦情にいつでも対応できる環境をつくり、誠実かつ迅速に対応する。

イ. 苦情解決第三者委員による利用者相談を開催する。

ウ. 個人情報保護のための管理体制を整備し、職員の個人情報保護に関する意識啓発に努める。

エ. リスクマネジメント体制を整え、「ヒヤリハット情報」の収集を行い、事故の防止に努める。

オ. 虐待防止・権利擁護への取り組み

障害者虐待防止法や障害者差別解消法等の関連法について学び、職員の法令遵守の徹底に努める。職員会議等で権利擁護や虐待防止のための研修を定期的に行い、権利擁護の視点を持った支援のあり方や支援方法を検討・確認していく。また、虐待防止・身体拘束等適正化対策委員会に参加し、協議内容を部署で共有する。

(3) 施設評価・調査

「利用者アンケート調査」を実施し、施設運営の充実・改善に取り組む。

(4) 危機管理・安全対策

ア. 安全対策

定期的に所内の安全点検を行う。

イ. 災害対策

(ア) 定期的に利用者、職員が保健相談所、町会等の避難訓練や防災イベント等に参加し、関係機関と連携強化を図る。

(イ) 災害時に備え、災害備品や備蓄品の検討・整備・更新・周知を行う。

(ウ) BCP（事業継続計画）に基づいた避難訓練や防災研修を定期的に行う。

(エ) 災害伝言ダイヤルの体験場面を設ける。

ウ. 減災への取り組み

(ア) 誰もが安心できる地域を目指し、地域清掃や地域の見守り活動に取り組む。

(イ) 日頃より町会や商店会活動に参加し、地域住民等との日常的なつながりをつくる。

(5) 職員研修・育成

ア. 練馬区社会福祉協議会職員育成方針に基づいた研修の実施やOJT（職場内研修）の充実を図る。

イ. 練馬福祉人材育成・研修センター等の研修を受講し、専門性を高める。

ウ. 利用者の権利擁護のための研修・勉強会の参加や実施を通し、職員のスキルアップを図る。

エ. 職員一人ひとりが研修や勉強会に参加して得た学びを職場内で共有する。

(6) 実習生の受け入れ・人材育成

精神保健福祉士や社会福祉士養成機関の実習生・看護学生・保健師実習等の学生を受け入れ、専門職の育成および現場の実践を伝える役割を担う。

(7) 講師の派遣

職員が地域に出向き、勉強会や講演等の講師を担う。

【障害者就労支援センターレインボーワーク】

練馬区在住の障害のある人を対象に、就労や生活に関する相談、助言、情報提供等を行い、安心して働き続けられるよう支援するとともに、障害のある人の雇用を検討している企業などに対し、相談や情報提供等を通して障害者雇用の普及啓発を図る。また、区内の障害者就労支援事業所とのさらなる連携により、障害者就労支援の充実と障害のある人の就労を通じた地域の活性化を図る。

1. 就職支援事業

(1) 就労相談

練馬区在住の一般企業・事業所への就職を希望する障害のある人を対象に、就職に向けた情報提供や関係機関の紹介、支援内容の説明等を行い、適切な就労支援の利用につなげる。

ア. 職業相談

利用者に対し、支援ニーズの聞き取り、関係機関の確認、支援内容の説明等を行い、相談の内容に応じた情報提供や関係機関との連絡調整等を行う。また、就労支援のニーズに関しては、就労支援説明会を案内し、その後の支援につなげる。

イ. 就労支援説明会

障害者就労支援センターの事業内容ほか、就労支援・生活支援各機関の役割、障害のある人の就労状況等の説明と個別面談を実施し、就労マネジメント(支援の流れ)の理解促進を図る。

ウ. 新規相談カンファレンス

就労状況チェックシートに基づき、支援ニーズや関係機関、支援内容の整理を行い、本人の状況や支援ニーズに合った適切な支援につなげていくため、所内カンファレンスを行う。また、就労相談の分析を行い、効果的な情報提供方法や支援マニュアル等の整備を行う。

(2) 就職支援

利用者のアセスメント(職業評価・実習)を行い、個別支援や関係機関と連携した支援を実施する。また、就労に必要な知識・技能などを教示し、企業との適切なマッチングを行う。

ア. 初期評価(アセスメント実習)

障害者就労支援センターおよび区役所内にて、事務、PC、軽作業、文書交換業務等の作業を実施し、基本的労働習慣、作業適性、障害特性等を利用者とともに確認する。

イ. 就職活動支援

利用者が主体的に就職活動を進められるよう必要に応じた情報提供、模擬面接、履歴書および職務経歴書の作成支援等を行うとともに、利用者与企业等に対して実習支援、面接同行等を実施し、就職へとつなげる。

2. 職場定着支援事業

利用者 と 就労先企業が自立的で安定した雇用関係を継続できるよう、ナチュラルサポートの構築を意識した職場定着支援を進める。

(1) 面談・相談

個別面談や電話・メールによる相談に対応する。

(2) 職場訪問

企業の要請や職場定着の課題等に応じて、職場訪問を行う。

(3) 連携調整

職場定着の課題や転職・離職、生活面の課題について関係機関との連携を図り、適切な支援につなげる。

3. 障害者就労促進のための普及啓発事業

障害者就労支援・障害者雇用の実態等を関係者や区民に広く周知することにより、障害者雇用に対する理解促進を図る。

(1) 障害者雇用支援月間の取り組み

毎年9月に実施される障害者雇用支援月間に合わせ、障害者雇用について広く区民に周知するため、障害のある人が働く様子や障害者雇用に関する情報などのパネル展示や障害者雇用に関わる講師を招いた講演会など各種イベントを開催する。また、法制度改正など障害者雇用を取り巻く動向も踏まえたイベント内容の検討や工夫を行い、練馬区内の障害者雇用・障害者就労支援の質の向上を目指す。

(2) 「ねりいち」の作成と運用

区内障害者施設の自主生産品や受注作業等を紹介するカタログ「ねりいち」を作成する。合わせて自主生産品の購入機会が広がるようポータルサイト「ねりいち」の充実を図り、工賃増額や就労意欲の向上を目指す。

(3) 広報

障害のある人の就労や障害者雇用、障害者就労支援センターへの理解を深めるため、広報紙やパンフレット、社協ホームページを活用してわかりやすい周知を行う。

4. 障害者就労支援ネットワーク推進事業

障害者雇用率の引き上げや特定短時間雇用の導入、就労中の就労系障害福祉サービスの併用等、障害者雇用に関する法制度改正を踏まえ、区内障害者就労支援事業所等との連携を強化するとともに、障害者就労支援をともに考えるネットワークを構築し、「福祉から雇用へ」の実現を支える地域づくりを行う。

(1) 障害者就労支援ネットワーク会議の開催

障害者就労の効率的・効果的な支援を進めるために、障害者就労支援事業所や教育関係者、企業、行政など、障害者就労に関わる関係機関等との意見交換や情報共有、事例検討等を通じて、連携・協力体制を整備する。

また、法制度改正など障害者雇用を取り巻く動向を踏まえたより効率的・効果的な連携と練馬区の障害者就労支援の質の向上を目指し、障害者就労支援ネットワーク会議の内容等を見直し、開催方法等を検討する。

(2) 就労支援事業所等との連携

法制度改正の動向を踏まえ、就労支援事業所等との連携を強化し、練馬区内の障害者就労支援の質の向上を目指す。

ア. 職業的重度障害者就労支援・ねりま就労支援labo

一般企業への就労が困難な就労継続支援事業所利用者や就労経験がない障害のある人に対し、知識・技能習得等、企業就労に必要な能力の向上を図るとともに、一般就労へとつなげる。また、対象者が所属する就労支援事業所に対し、就労支援マニュアルや就労アセスメントを含めたノウハウの共有や協働による支援を行い、練馬区の障害者就労支援の質の向上を図る。

イ. 移行支援事業所・就労継続支援事業所

各事業所が実施する就労支援事業に協力し、障害のある人の多様な働き方を踏まえた一般就労についてのイメージづくりや就労意欲の向上を図るとともに、企業の見学を希望する事業所に対し見学時のマナーや企業情報を提供する。また、事業所の利用者状況や就労状況等を確認し、就労後の連携につなげる。

(3) 障害者地域生活支援センターとの連携

区内の障害者地域生活支援センターとの情報交換を積極的に行い、障害のある人の社会参加や多様な働き方を含めた生活支援の強化を図る。

ア. トライアングル・ゼミ

豊玉障害者地域生活支援センターきらら、石神井障害者地域生活支援センターういんぐと連携したトライアングル・ゼミを実施する。

(ア) 共通プログラム：社会参加や就労に向けて一歩踏み出すための情報提供を行い、座談会を

通して一緒に考え、学び合う場を提供する。

(イ) 個別プログラム：各センターの特徴を活かした生活・就労に特化したプログラム。

イ. リリーフぽーと

豊玉障害者地域生活支援センターきららとの共催により、就労している利用者の余暇が充実し仕事への意欲を高め、就労継続を目指すことを目的として、日頃の思いを語り共有する場を定期的に設ける。

(4) 特別支援学校との連携

進路学習や体験学習等において事業説明や就労に関する説明を行い、卒業後の就労についてのイメージづくりに協力する。また、企業就労が内定した生徒が卒業時に障害者就労支援センターに登録することで、学校のアフターフォローから障害者就労支援センターの職場定着支援や生活支援への段階的な移行を円滑にする。

(5) 企業との連携

ア. 協働ネットワークによる障害者雇用促進に関する協働の推進

練馬区、特例子会社株式会社テクノプロ・スマイル、練馬区社協の三者が締結した「協働ネットワークによる障害者雇用促進に関する協定」による協働の事業を実施し、障害者雇用促進のための環境づくりを推進する。

イ. 産業団体等との連携

練馬産業連合会、東京商工会議所練馬支部、東京中小企業家同友会等の産業団体や池袋公共職業安定所との情報交換等を行い、区内企業の障害者雇用等に関する連携を図る。

(6) 講師派遣

特別支援学校や就労支援事業所等が実施する授業や講義等に職員を講師として派遣する。また、来所による事業説明等を希望する場合には、その機会を提供する。

5. 共同受注窓口事業

区内障害者支援事業所が作業等を受注しやすい仕組みづくりを行うことで、区内事業所の作業の充実や工賃増を図るとともに、事業所利用者の就労意欲を喚起する。また、就労継続支援事業所に対して、就労中の就労系福祉サービスの併用など、障害者雇用を取り巻く動向の情報提供を行うとともに、日中活動が「福祉から雇用へ」の実現を目指す一歩となるよう意識した働きかけを行う。

(1) 共同受注窓口事業

区内事業所の作業と工賃の安定を図るため、企業や事業者から受注し、事業所への周知、作業の分配、企業や事業者との連絡調整、自主生産品の販売機会の提供等の取りまとめを行う。

また、区内企業や事業者、就労支援事業所など地域の農・商・福が連携した取り組みを充実させることで、工賃向上とともに施設外就労や新たな就労の場の創出など、障害のある人の就労機会の拡大につながるよう共同受注の充実を図る。

(2) 受注拡大および販路開拓助成金

受注作業または自主生産品販売等を行う区内事業所等を対象に、受注や販路の拡大等に資する取り組みに対して、助成金を交付する。

6. 就労の場の開拓事業

主に区内企業等に、障害者雇用についての情報提供等を行い、多様な働き方を創出して障害者雇用の促進を図るとともに、職場実習先や就職者の増加を目指す。

(1) 区内企業等への相談、訪問等の実施

障害者雇用に関する情報提供や訪問等による相談を通じて、障害者雇用や職場実習の受け入れの拡大を図る。

(2) 障害者雇用支援セミナーの開催

障害や障害者雇用への理解・促進を図るため、障害者雇用を実施している企業の実践報告や就労

支援に関わる専門機関による情報提供などを行うとともに、企業と就労支援事業所との情報交換の機会を提供する。

(3) ステップアップ就労助成金

障害のある人の雇用促進を図るため、短時間雇用で障害のある人を受け入れている企業に対し、賃金の一部を助成する。また、障害のある人の多様な働き方へのニーズを踏まえながらより雇用促進に有効となる助成金のあり方についても検討していく。

(4) 実習受入奨励金

障害のある人の雇用の促進を図るため、実習を受け入れる企業に奨励金を支給し負担を軽減することで、職場実習の促進を図る。

7. 組織運営

(1) 運営委員会の開催

障害者就労支援センターの運営や支援内容の充実等について検討するため、当事者、地域住民、事業者、学識経験者、公共職業安定所等の構成による運営委員会を開催する。

(2) 職員研修・育成

障害者雇用を取り巻く法制度改正の動向や多様化する相談内容、区市町村障害者就労支援センターの役割や機能などを学びあい、障害者就労支援のあり方について検討する所内勉強会を実施する。また、OJT や練馬福祉人材育成・研修センターや外部研修等を積極的に活用し、職員の資質向上、就労支援の質の向上を図る。

(3) 障害者就労支援センター等との連携

都内区市町村障害者就労支援センター等が情報共有や意見交換を行う「障害者就労支援連絡会」や「東京都障害者就労支援関係機関意見交換会」等に積極的に参加する。就労支援の課題共有、区市町村障害者就労支援センターの支援のあり方や機能・役割について、各地区センターと意見交換を行い、効果的な支援についての検討を進める。